

土木工事標準積算基準書 (参考資料)

令和8年10月以降適用

赤字：秋田県独自項目

青字：今回改訂部分

秋 田 県

(白紙)

土木工事標準積算基準書 (参考資料)

目 次

第Ⅰ編 総 則	I-1
第Ⅱ編 共 通	Ⅱ-1
第Ⅲ編 河 川	Ⅱ-1
第Ⅳ編 道 路	Ⅳ-1
資 料 編	資料-1
公園緑地工事	1

総 目 次

第Ⅰ編 総 則		
第1章 総則		I-1
① 直接工事費		I-1
1. 見積書の依頼に関する要領		I-1
② 間接工事費		I-5
1. 間接工事費の扱い＜県独自＞		I-5
1-1 間接工事費及び一般管理費等の対象の取扱いについて		I-5
1-2 支給品の取扱い		I-5
1-3 河川・道路等の維持管理委託業務の諸経費について <県独自>		I-6
1-4 間接工事費の補正		I-7
2. 共通仮設費		I-9
2-1 単独発注の場合の間接費の適用工種		I-9
2-2 無償貸付機械の取扱い		I-10
2-3 運搬費		I-11
2-4 役務費		I-13
2-5 技術管理費		I-13
3. 現場管理費の補正		I-13
4. 一般管理費の補正		I-13
③ 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について		I-14
④ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算要領の運用		I-15
⑤ 異種工事の合併契約の取り扱いについて		I-15
⑥ 冬期工事の歩掛補正について <県独自>		I-16
⑦ 設計変更における単価及び歩掛について <県独自>		I-17
⑧ 排ガス対策型建設機械の使用に係る取扱		I-19
⑨ 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法		I-22
第Ⅱ編 共 通		
第1章 土 工		II-1
① 機械土工（土砂・岩石）		II-1
①-1 機械土工（土砂）		II-2
①-2 機械土工（岩石）		II-2
② プレロード押盛土		II-3
③ 人力盛土		II-3
1. 畦畔付き土側溝		II-3
④ 路肩盛土		II-3
1. 施工歩掛		II-3
第2章 共通工		II-4
① アンカー工		II-4
1. 足場工の計上		II-4
② その他		II-4
1. 現場溶接工		II-4
2. 種子散布工及び植生基材吹付工について <県独自>		II-5
第3章 基礎工		II-6
① 杭打工		II-6
1. 杭打機種		II-6
② 深礎工		II-6
1. 深礎工		II-6
第4章 コンクリート工		II-8
① コンクリート工		II-8
1. コンクリート特殊養生		II-8
② 型枠工		II-9
1. 型枠工の適用		II-9
第5章 仮設工		II-10
① 仮設工		II-10
1. 仮設備材料損率		II-10
2. 鋼矢板の修理費及び損耗費の適用		II-10
3. 仮設物（土留、仮締切、仮橋等）を年度を超えて存置する場合等の取扱い		II-10

4. 運搬路等の補修	Ⅱ－１１
5. 工期延期に伴う仮設備等の取扱い	Ⅱ－１１
② 矢板工	Ⅱ－１２
1. 矢板及びH鋼杭打込み引抜き機械	Ⅱ－１２
③ 仮橋、仮栈橋工	Ⅱ－１２
1. 仮（栈）橋（既製品を除く）設置撤去工	Ⅱ－１２
④ 工事用除雪	Ⅱ－１３
1. 工事用除雪	Ⅱ－１３
※Ⅱ－１７ページ～Ⅱ－２０ページ 所管：道路課	
第Ⅲ編 河 川（所管：河川砂防課）	
第１章 河川海岸	Ⅲ－１
① 消 波 工	Ⅲ－１
1. 消波根固ブロック工	Ⅲ－１
② そ の 他	Ⅲ－２
1. 床均し	Ⅲ－２
2. 堤体の法面仕上げ	Ⅲ－２
3. 護岸仮締切用排水量	Ⅲ－３
4. 鋼矢板二重締切の中詰土	Ⅲ－４
5. 仮締切用タイロッド及びタイロープ等	Ⅲ－５
6. 海岸工事における休転率について	Ⅲ－６
第２章 河川維持工	Ⅲ－７
① 堤防除草工	Ⅲ－７
1. 堤防除草工 <県独自>	Ⅲ－７
2. 焼却 <県独自>	Ⅲ－７
② 堤防天端敷砂利	Ⅲ－７
1. 堤防天端敷砂利	Ⅲ－７
第Ⅳ編 道 路（所管：道路課）	
第１章 舗装工	Ⅳ－１
① 路盤工	Ⅳ－１
1. 不陸整正	Ⅳ－１
② アスファルト舗装工	Ⅳ－１
1. 路肩舗装	Ⅳ－１
③ 凍上抑制層工	Ⅳ－１
1. 凍上抑制層工	Ⅳ－１
第２章 付属施設	Ⅳ－２
① 区画線工	Ⅳ－２
1. 区画線工	Ⅳ－２
② 防雪柵工	Ⅳ－４
1. 防雪柵（再設置・収納） <県独自>	Ⅳ－４
第３章 道路維持修繕工	Ⅳ－５
① アスファルト注工	Ⅳ－５
1. アスファルト注工	Ⅳ－５
② その他	Ⅳ－６
1. オーバーレイ工事におけるレベリング	Ⅳ－６
2. 作業車を貸与する場合の経費 <県独自>	Ⅳ－６
第４章 トンネル工	Ⅳ－７
① トンネル工	Ⅳ－７
1. 覆工の防水工	Ⅳ－７
② 山岳トンネル工事における仮設備等の設計・積算上の取扱い	Ⅳ－８
1. 設計に関する留意事項	Ⅳ－８
2. 積算等に関する留意事項	Ⅳ－８
第５章 橋梁上部工	Ⅳ－９
① 製作費 <県独自>	Ⅳ－９
② 鋼橋製作工	Ⅳ－９
1. 鋼橋上部工製作鋼重のとりまとめ方	Ⅳ－９
2. C T 鋼	Ⅳ－９
3. 側道橋製作費	Ⅳ－１０
4. 道路橋検査路	Ⅳ－１０

5. 鋼橋上部工工事の高力ボルト及びゴム支承の積算について	IV-10
③ 鋼橋輸送	IV-11
④ 橋梁塗装工	IV-11
1. 鋼橋塗装（新橋）	IV-11
⑤ 鋼橋架設工	IV-11
1. 登り栈橋	IV-11
⑥ ポストテンション桁製作工	IV-12
1. ポストテンション桁製作工	IV-12
⑦ 橋梁排水管設置工	IV-12
1. 橋梁用排水工	IV-12
⑧ その他	IV-13
1. PC鋼線及びシース	IV-13
2. 床版工（地覆）	IV-13
資 料 編（所管：道路課）	
1. 床版補強工（シール工、注入工）	資料-1

公園緑地工事（所管：都市計画課）

I. 基盤整備	
1 敷地造成工	1
2 擁壁工	3
II. 施設整備	
1 給水設備工	20
2 雨水排水設備工	23
3 汚水排水設備工	28
4 園路広場整備工	29
5 修景施設整備工	37
6 サービス施設整備工	40
7 施設仕上り工	41

第 I 編 総 則

第 1 章 総 則	・ ・ ・ ・ ・	I - 1
-----------	-----------	-------

(白紙)

第1章 総則

① 直接工事費

1. 見積書の依頼に関する要領

(趣旨)

第1条 本要領は、県が発注する土木工事及び調査設計業務等の積算に用いる資材、設計歩掛等の見積書を依頼するにあたっての、適用範囲、依頼及び決定方法等の取扱いについて定めるものとする。

(適用範囲等)

第2条 見積書を依頼するのは、次の各号にあたる場合とする。

- 一 資材単価等は、実施単価表、実施単価表に掲載されていないものは（一財）建設物価調査会発行の「建設物価」・「Web 建設物価」・「土木コスト情報」及び（一財）経済調査会発行の「積算資料」・「積算資料 電子版」・「土木施工単価」（以下「物価資料」という。）、市況調査の順とするが、これらによることができない場合。
- 二 設計歩掛等は、県の積算基準、県の積算基準に掲載のないものは、東北地方整備局等の省庁、公的機関、協会等の順とするが、これらによることができない場合。
- 2 見積価格については、原則として実取引価格及び実態に即した適正な歩掛の把握に努めるものとし、社会情勢の変化等による急激な価格変動に対しては、迅速に積算に反映するために、新たに見積書を依頼するものとする。
- 3 メーカー、商社等の資料（カタログ等）に掲載されている単価及び歩掛等は、販売希望価格や実態と異なる参考歩掛の場合が多い。そのため、採用にあたっては類似する資材・工種との比較や他工事等での使用実績等を十分に検討し、所管の各課と協議のうえ採用するものとする。

(資材単価の徴取及び決定方法)

第3条 資材単価については、次に掲げる規程によるものとする。

- 2 資材単価については、次の各号によるものとする。

一 徴取

原則として3社以上から徴取するものとする。ただし、製造及び販売会社等がこれに満たない場合は、この限りでない。

依頼先は、徴取数を満足するよう適宜設定することとし、できる限り多く依頼するものとする。

二 依頼方法等

イ 様式は、別紙依頼書を標準とする。なお、これにより難しい場合は、別紙依頼書に準じた様式又は任意の様式とすることができるものとする。また、内容を十分に理解できる資料（見積条件、仕様及び図面等）を添付するとともに、各依頼者に公平にしなければならない。

ロ 徴取する見積価格は、税抜き価格（消費税及び地方消費税を含まない価格）とする。また、「5. 経費」の欄に「間接工事費、一般管理費等」の有無について明記するものとする。

ハ 「4. 荷渡し条件」の欄に「現場渡し・車上渡し・工場渡し等」を明記するものとする。なお、工場渡しとする場合は、工場から現場までの輸送費を県の積算基準に則り積算時に別途計上するものとする。

三 決定

イ 提出された見積書に下記事項が確認された場合、当該見積書は無効とする。

- ・必要事項が記載されていない場合。
- ・仕様の確認ができない場合。

ロ 採用価格は下記によるものとする。

①徴取したすべての見積の平均価格を採用する。

ただし、平均価格に対して±30%を超える見積は異常値として排除し、残った見積の平均価格を採用する。

※なお、異常値の排除により有効な見積が1社となった場合は、当該見積を採用せず、見積条件を確認して、再度見積依頼することを原則とする。

②5社以上から徴取した場合、過半数が同一価格の場合は当該価格を最頻度価格として採用し、最頻度価格が存在しない場合は①によるものとする。

ハ 端数調整は以下のとおりとする。

- ・最頻度価格を採用する場合は、その価格とする。
- ・平均価格を採用する場合は、有効桁数を4桁とし、5桁目は切捨てするものとする。

(業務歩掛の徴取依頼及び決定方法)

第4条 歩掛については、次に掲げる規程によるものとする。

2 設計業務の歩掛については次の各号によるものとする。

一 徴取

原則として5社以上から徴取するものとする。ただし、業務内容等により対応可能な業者数がこれに満たない場合は、この限りでない。

依頼先は、徴取数を満足するよう適宜設定することとし、できる限り多く依頼するものとする。

二 依頼方法等

イ 様式は任意とし、直接人件費及び直接経費（積上計上）の歩掛（規格・仕様等を含む）のみを依頼する。

ロ 直接経費（積上・率計上分）で県の基準で積算出来ない項目がある場合は、金額も併せて徴取する。

ハ 見積徴取後に人件費・旅費等を県の単価及び規程で再構成することを、依頼時に明記する。

三 決定

イ 第3条第2項三のイによる。

ロ 採用価格は下記によるものとする。

①徴取した見積を、県の設計単価及び規程に基づき見積額を算出し、再構成した全社の平均価格を算出する。

②平均価格に対して±30%を超える見積額を提示した社の見積は、異常値として排除する。

※なお、異常値の排除により有効な見積が1社となった場合は、当該見積を採用せず、見積条件を確認して、再度見積依頼することを原則とする。

③残った見積額の平均価格を算出し、平均直下にある見積歩掛を採用する。

ハ 見積書の審査は、各依頼者単位の総額を用いるものとし、見積書の単価表、内訳書、内訳の工数及び数量の最低値を集める手法は行わないものとする。

四 その他

測量業務、地質調査業務等は、上記設計業務に準じて扱うこととする。

3 施工歩掛については次の各号によるものとする。

一 徴取

第4条第2項一による。ただし、見積書の内訳の資材単価、労務単価及び機械損料賃料等は、県の設計単価で再構成するものとする。また、諸経費及び端数処理の積算は、県の積算基準に則り算出するものとする。

二 依頼方法等

- イ 依頼内容は、機械・労務・資材の経費に関する歩掛（規格・仕様等を含む）及び諸雑費率（乗ずる対象も含む）のみとし、諸経費等を含まないことを明記する。
- ロ 機械経費等において、県の基準及び規程に基づく積算が出来ない項目がある場合は、金額も併せて徴取する。
- ハ 諸経費率等を見積る必要がある場合は、その旨を明記する。

三 決定

第4条第2項三による。

四 その他

損料及び賃料については次に掲げる規定によるものとする。

- ・依頼する建設機械等の基礎価格、耐用年数等（損料額算定に必要な諸数値）も同時に依頼するものとする。
- ・建設機械等の基礎価格、耐用年数等（損料額算定に必要な諸数値）のみの場合は、建設機械等損料算定表に基づく計算方法により損料額を算出するものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

- 附則 この要領は、平成24年4月1日以降に設計図書等を閲覧する工事及び業務委託に適用する。
 - 附則 この要領は、平成26年4月1日以降に設計図書等を閲覧する工事及び業務委託に適用する。
 - 附則 この要領は、令和3年5月17日以降に見積書を依頼する工事及び業務委託に適用する。
 - 附則 この要領は、令和5年4月1日以降に見積書を依頼する工事及び業務委託に適用する。
 - 附則 この要領は、令和6年9月1日以降に見積書を依頼する工事及び業務委託に適用する。
- ただし、これ以前に見積書を依頼するものについても適用できるものとする。

【参考例】

1) 設計単価の決定順序

物価資料 > 市況調査 > 見積

2) 物価資料による場合

(ホ) 「全国」・「東北」・「秋田」の採用パターン

- 1) 「秋田」・「東北」の記載がない場合は「全国」を採用する。
なお、「全国」の記載がない場合は採用しない。
(記載地区に「秋田」が含まれていない場合は採用しない。)
- 2) 「秋田市」のみ記載の場合は、県内全域を適用とする。
- 3) 単価地区が、物価資料2誌に価格が掲載されている場合は次表による。

物価資料1	物価資料2	
掲載地区の組み合わせ		採用
全国	全国	1, 2の平均価格を採用
東北	東北	1, 2の平均価格を採用
秋田	秋田	1, 2の平均価格を採用
全国	東北	東北を採用
秋田	全国	秋田を採用
秋田	東北	秋田を採用
青森	仙台	採用しない。市況調査又は見積。

端数調整方法

物価資料による場合で、平均価格を採用する場合は、単価の有効桁数4桁とし5桁目を切り捨てとする。

なお、一方の使用のみの掲載品目等については、その価格を採用し端数処理は行わない。

価格算出例－1

	物価資料1	物価資料2		平均価格		採用価格
資材A	16,205	16,220	→	16,212.5	→	16,210
	有効数字5桁	有効数字4桁		有効数字6桁		有効数字4桁

価格算出例－2

	物価資料1	物価資料2		平均価格		採用価格
資材B	810	805	→	807.5	→	807.5
	有効数字2桁	有効数字3桁		有効数字4桁		有効数字4桁

価格算出例－3

	物価資料1	物価資料2		平均価格		採用価格
資材C	75.5	73	→	74.25	→	74.25
	有効数字3桁	有効数字2桁		有効数字4桁		有効数字4桁

② 間接工事費

1. 間接工事費の扱い <県独自>

1-1 間接工事費及び一般管理費等の対象の取扱いについて

土木工事の間接工事費及び一般管理費の算定については、土木工事標準積算基準書(共通編)第Ⅰ編「総則」第2章「工事費の積算」②「間接工事費」において定められています。原則として、ここで示されている以外の全ての製品購入費は間接工事費及び一般管理費の対象額となりますが、以下の項目の取扱いは下表のとおりとします。

共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	項 目
×	○	○	鋼・コンクリート合成床版及びPCプレキャスト床版 雪崩発生予防柵（組立式鋼材による）
×	×	○	透過型鋼製スリットえん堤

橋梁支承[鋼製支承及びゴム支承]

共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	条件	
○	○	○	新設・補修	当該発注に工場製作工を含まず
×	×	○	新設・補修	当該発注に工場製作工を含む

なお、これ以外の取扱いについては現場における資材の扱いにより間接費の適用を判断すべきではあるが、必要に応じて技術管理課積算管理班と確認の上、上記運用を図られたい。

1-2 支給品の取扱い

支給する下記品目は間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の対象外とする。

- 1) 現場製作の根固め及び消波ブロック
- 2) 仮設を目的に支給される材料（防護柵、標識類など）
- 3) 道路除雪で支給する吹きだめ柵、スノーポール類

1－3 河川・道路等の維持管理委託業務の諸経費について <県独自>
※平成31年4月1日より適用

(1) 対象業務

県単独事業における河川・道路等の維持管理委託業務

(2) 諸経費について

①道路維持が主たる業務の場合

共通仮設費 : 標準積算の共通仮設費 × 49.89%

現場管理費 : 標準積算の現場管理費 × 78.76%

②河川維持が主たる業務の場合

共通仮設費 : 標準積算の共通仮設費 × 48.31%

現場管理費 : 標準積算の現場管理費 × 81.37%

③道路維持、河川維持 共通

一般管理費等 : 標準積算の一般管理費等 × 100%

(3) 作業委託への適用について

以下の作業内容について、平成31年4月1日以降に作業委託発注する場合は、当面の間は
(2)による諸経費を適用するものとする。

①路面、法面の補修、崩土除去、路面・管渠の清掃、防雪柵等の収納・再設置、道路巡回、防護柵（ケーブル）の弛緩・緊張

②植栽の剪定・冬囲い

③草刈、伐開

④低水路の土砂撤去、流木等の除去

⑤照明灯ランプ交換（道路照明灯修繕）

⑥その他、①～⑤に類する簡易な工事

1-4 間接工事費の補正

(施工地域を考慮した共通仮設費，現場管理費の補正)

(1) 市街地

施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。DID地区とは，総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。詳細は次のホームページを参照のこと。

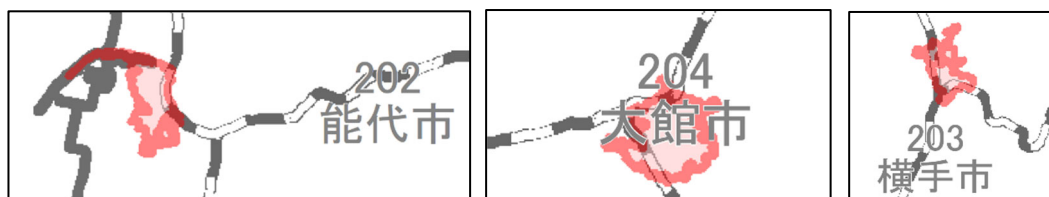
出典：令和2年国勢調査 人口集中地区境界図

https://www.stat.go.jp/data/chiri/map/c_koku/kyokaizu/pdf/r2_05.pdf

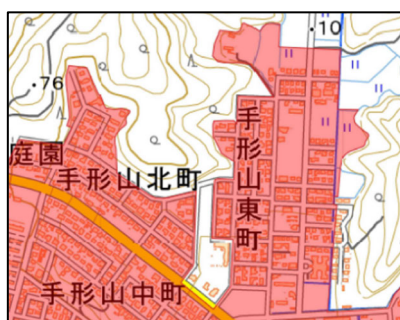
国土地理院地図「人口集中地区（DID）令和2年（総務省統計局）」

<https://www.gsi.go.jp/tizu-kutyu.html>

「地理院地図」>トップ>その他>他機関の情報>人口集中地区 令和2年（総務省統計局）



(上図は総務省統計局地図)



(左図は国土地理院地図。詳細な境界まで可視化されている。)

また、人口集中地区（DID地区）に準ずる地区は以下とする。

市町村	町・大字	小字（または丁目など）
北秋田市	元町	
	大町	
	米代町	
	住吉町	
	松葉町	
	材木町	
	花園町	
	東横町	
	宮前町	
	旭町	
	伊勢町	

	鷹巣	字帰道、字西大柳岱、字東中岱、字北中家下
	綴子	字古関、字掛泥向
	栄	字前綱、字中綱
潟上市	天王	字上北野、字追分西、字長沼、字追分
由利本荘市	石脇	字中浜、字田尻、字竜巻、字赤はげ、字田尻野、字山ノ神
にかほ市	象潟町	字一丁目塩越、字二丁目塩越、字三丁目塩越、字四丁目塩越、字五丁目塩越、字家の後、字家ノ後、字冠石下、字入湖の澗、字荒屋妻、字後田、字武道島、字沖の田、字木戸口、字浜山、字狐森、字上狐森、字鳥の海
	象潟町関	字建石

出典：令和２年度 国勢調査

（２）山間僻地及び離島

施工地域が人事委員会における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区とするが、「山間僻地」の判定は、秋田県職員の特地勤務手当等の支給要件に準じ、以下のとおり取り扱うものとする。

１．判定要件

施工箇所から最寄りの人口集中地区(DID 地区) またはこれに準ずる地区の外縁まで、普通乗用車を利用した最短経路での所要時間が 60 分以上となる場合、当該施工箇所を「山間僻地」とする。

２．所要時間の算定方法

所要時間の算定は、経路を構成する道路種別ごとに、次の各号により算出した時間を合算するものとする。

- （１）表－１に掲げる道路種別ごとに実延長（k m）を同表に定める平均旅行速度等（k m／h）で除して得た数値に 60 を乗じて得た時間（単位：分。小数点以下第一位を四捨五入して得た整数とする。）
- （２）前号の規定にかかわらず、その他道路において制限速度が設定されていない区間については、実測等により現に当該区間の通行に要する実勢時間（単位：分。小数点以下第一位を四捨五入して得た整数とする。）

表－１ 道路種別毎の平均旅行速度

道路種別	平均旅行速度
一般国道	39.9 k m／毎時
県道又は市町村道	37.7 k m／毎時
その他道路	制限速度

（３）地方部

施工地区が上記以外の地区をいう。

2. 共通仮設費

2-1 単独発注の場合の間接費の適用工種

- 1) 河川、海岸、砂防工事の工事用道路を単独発注する場合の間接工事費の適用工種区分は、「道路改良工事」とする。
- 2) 維持修繕、交安工事等を単独発注する場合の間接工事費の適用工種区分は、次表のとおりとする。

工種	適用工種	摘要
道路照明灯設置	道路維持工事	
道路植樹工	〃	
ロックネット張工	道路改良工事	
消雪パイプ設置	〃	
歩道設置	〃	
側道橋架設	鋼橋架設工事	
横断歩道橋架設	〃	

2-2 無償貸付機械の取扱い

(1) 機械管理費の計上方法

貸付機械の管理費は供用日当たりで金額が定められており、これを単価表に計上するのを原則とする。その計上方法を以下に示す。

$$1 \text{ 時間当り単価} = \frac{\text{供用日 1 日当り機械管理費}}{\text{供用日当り運転時間}} + 1 \text{ 時間当り現場修理費}$$

(例) 散水車 (タンク容量5,500～6,500ℓ)

$$1 \text{ 時間当り単価} = \frac{1,300}{3.3} + 140 \div 534 \cdots \cdots (a) \quad \begin{array}{l} \text{H28建設機械等損料算定表} \\ \text{P.2-4-1} \end{array}$$

なお、貸付機械調書に計上する日数は、工程表等を参考として定めるものとする。

(2) 無償貸付機械評価額の計上方法

無償貸付機械を貸付するときは「無償貸付機械評価額」を共通仮設費及び現場管理費の対象金額とし、共通仮設費算出のための対象額の範囲は、直接工事費＋仮設費＋事業損失防止施設費に含まれる無償貸付機械評価額とする。又、現場管理費については対象純工事費とする。ただし、一般管理費等の対象金額にはしないものとする。

イ. 無償貸付評価額とは

(無償貸付機械と同機種、同形式建設機械損料額) - (当該機械の設計に計上された経費)

ロ. 当該機械の設計に計上された経費とは

設計に計上された現場修理費及び機械管理費

ハ. 集計方法

$$\text{評価額} = \left\{ \begin{array}{l} 1 \text{ 時間当り} \\ \text{機械損料額} \end{array} - \overbrace{\left(\frac{\text{供用日 1 日当り機械管理費}}{\text{供用日当り運転時間}} + 1 \text{ 時間当り現場修理費} \right)}^{(a)} \right\} \times \text{総実働時間}$$

※機械損料額は当該地区 (A, B 地区) の損料額

(例) 散水車 (タンク容量5,500～6,500ℓ) 総実働時間100時間 (B 地区の場合)

$$\text{評価額} = \left\{ 3,460 - \left(\frac{1,300}{3.3} + 140 \right) \right\} \times 100 = 292,600 \text{ 円}$$

293,000 円
(有効数字3桁 4桁目四捨五入)

2-3 運搬費

(1) 機械の所在地

建設機械等損料算定表：「請負工事機械経費の積算及び運用方針」P.3-1-13 参照

秋田県の豪雪地域区分 (ロ)においては「A」、(ハ)及び(ニ)においては「B」とする。

(イ) 所在地区分1

所 在 地	豪雪地域区分
東京	A

(ロ) 所在地区分2

所 在 地	豪雪地域区分
仙台市	A
新潟市	B

(ハ) 所在地区分3

所 在 地	豪雪地域区分
仙台市、郡山市、いわき市	A
青森市、八戸市、盛岡市、秋田市 山形市、酒田市、鶴岡市、福島市、新潟市	B

(ニ) 所在地区分4

所 在 地		豪雪地域区分
管内全市	宮城県（下記所在地を除く市） 福島県（下記所在地を除く市）	A
	青森県全市、岩手県全市 宮城県（栗原市、大崎市、白石市） 秋田県全市、山形県全市 福島県（福島市、喜多方市、会津若松市）	B

(ホ) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板）の所在地は、上記「(ハ) 所在地区分3」と同じとする。

(ヘ) 仮設材（敷鉄板）の所在地は、上記「(ニ) 所在地区分4」と同じとする。

注) 仮設材が直接工事費の過半をこえるような大量の仮設材を扱う場合は、予め調達可能な所在地を確認すること。

(2) 車扱運賃料金表(距離制運賃)

車扱運賃料金表については、国土交通省が告示した「一般貨物運送事業に係る標準的な運賃」に基づくこととする。なお、参考として令和7年10月1日以降は下表のとおりとする。

I 距離制運賃表

東北運輸局

(単位：円)

車 種 別 キ ロ 程	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
10 km	13,180	15,360	19,930	25,570
20 km	14,890	17,360	22,720	29,350
30 km	16,590	19,360	25,500	33,130
40 km	18,290	21,350	28,280	36,920
50 km	19,990	23,350	31,060	40,700
60 km	21,700	25,340	33,840	44,480
70 km	23,400	27,340	36,630	48,260
80 km	25,100	29,340	39,410	52,040
90 km	26,800	31,330	42,190	55,820
100 km	28,510	33,330	44,970	59,600
110 km	30,190	35,280	47,650	63,230
120 km	31,870	37,230	50,330	66,860
130 km	33,550	39,180	53,010	70,490
140 km	35,230	41,120	55,690	74,120
150 km	36,910	43,070	58,360	77,740
160 km	38,600	45,020	61,040	81,370
170 km	40,280	46,970	63,720	85,000
180 km	41,960	48,920	66,400	88,630
190 km	43,640	50,870	69,080	92,260
200 km	45,320	52,820	71,760	95,890
200kmを超えて500km まで20kmを増すごとに 加算する金額	3,340	3,850	5,260	7,120
500kmを超えて50kmを 増すごとに加算する金額	8,340	9,630	13,160	17,810

2-4. 役務費

(1) 借地料及び電力基本料について

プラント敷地等の借上料、電力の基本料は役務費に計上するものとし、発注者側の原因による工期の延長又は増工による延長等に伴う借上料、基本料の増も考慮してよい。

2-5. 技術管理費

- ・共通仕様書に規定されていない技術管理費については個別積み上げによる技術管理費に計上すること。(例：六価クロム、コンクリート構造物の「耐久性向上施策」に係る試験費など)
- ・システム等入力費用(CORINS、建設発生土、建設副産物システム入力費用)は共通仮設費に含む。

3. 現場管理費の補正

(1) 現場管理費の補正

秋田県の現場管理費の補正における積雪寒冷地域は「4級地」とし、土木工事積算基準書(共通編) I-2-②-40(3) 1) イ) a. に示す一般職の職員の給与に関する条例に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。

4. 一般管理費の補正

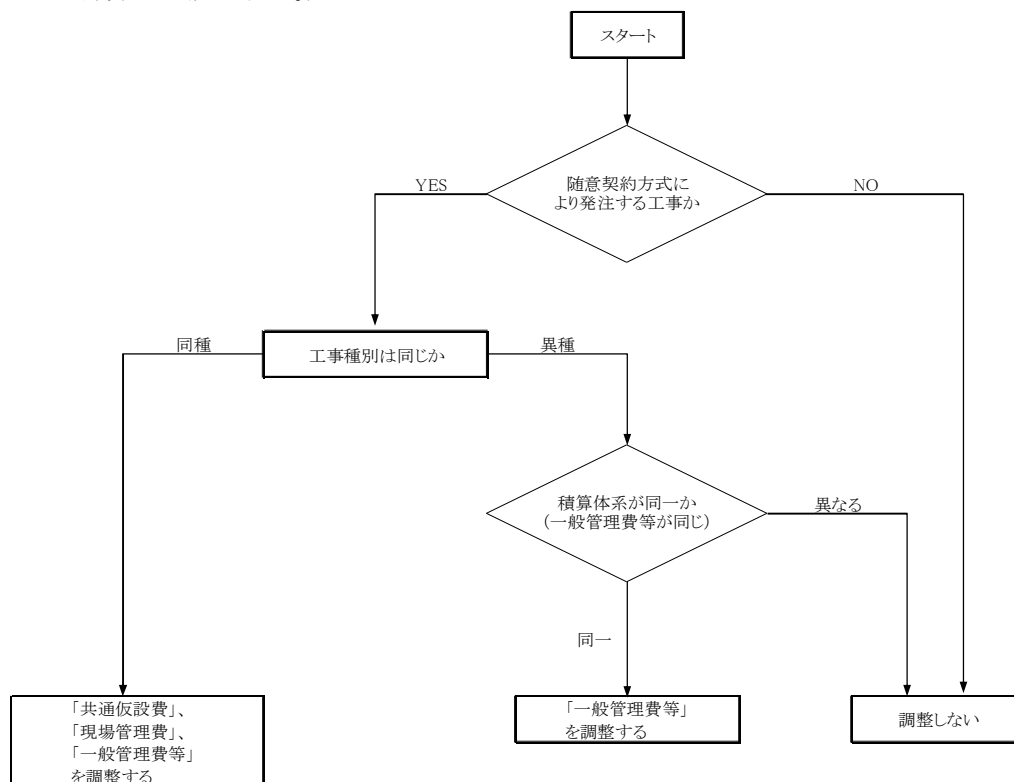
(1) 特定建設工事共同企業体による一般管理費の補正の扱い

- ・特定建設工事共同企業体により競わせる場合は、契約保証に係る一般管理費を平成26年10月1日以降閲覧開始する工事については「補正する」ものとする。

③ 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について

随意契約の調整については、土木工事標準積算基準書（共通編）第1編「総則」第4章①「随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、及び一般管理費等の調整について」により行うが、下記運用に留意して調整するものとする。

- (1) 随意契約調整は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」、第7号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」を適用して調整を行うものとする。
- (2) 調整の対象とする工事は、「現工事の施工業者と随意契約方式により発注する工事」であるが、ダム・トンネル等の一体構造物（一体の構造物として完成後機能を発揮するものに限る）の構築等を目的として、分割して発注する工事は、現工事の全体工事を対象に調整を行うものとする。
- (3) 基準の異なる工事（過年度発注工事）と随意契約を行う場合の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の率計算部分の積算については、現工事を含め、合計工事に対応する新基準の率により調整積算を行うものとする。
- (4) 随意契約調整積算を行う工事において、率以外の積上げ積算によるものは、実態に合わせて調整積算を行うものとする。
- (5) 他官庁の工事との調整積算は行わない。
- (6) 共同企業体（JV）とその共同企業体（JV）の一構成員との調整積算は行わない。
- (7) 積算体系が異なる場合は、原則として調整積算は行わない。（仮設物が共用できる場合、その部分のみ調整する。）

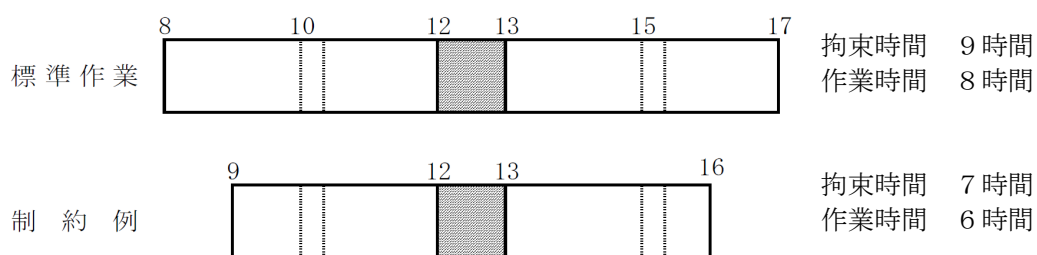


④ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算要領の運用

土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅰ編「総則」第8章「時間的制約を受ける公共工事の積算」

本要領は工事現場において時間的制約を受け通常の作業時間（8時間）が確保されない場合に適用されるもので作業時間の低下に伴う労務補正を行うものである。

1. 工事発注前、工事着手後にかかわらず、交通管理者等の関係機関自治体から条件を付された場合又は地元等と協議を行った際は、その記録を根拠資料として整理しておくこと。
2. 本要領は、現道工事において継続的に作業時間の制約を受ける場合に適用されるもので一時的（毎週〇曜日）な制約には適用されない。なお、道路管理関係工事のうち経常維持工事には適用しない。



3. 交通誘導警備員の労務費については、補正割増しの対象としない。

⑤ 異種工事の合併契約の取り扱いについて

異種工事を合併して契約する場合の積算方法は、各々の積算体系により積算した工事費計を単純合計した工事費とする。

ただし、仮設物において共通するものは主工事に一括して計上するものとする。

⑥ 冬期工事の歩掛補正について <県独自>

〔説明〕

積雪寒冷地（土木工事積算基準書（共通編）Ⅰ-2-②-40（3）1）イ）a.に示す一般職の職員の給与に関する条例に規定される寒冷地手当を支給する地域）における冬期施工の屋外工事について、降雪、低温に伴う採暖時間の増加、昼時間の減少等による実作業時間の短縮に対し、冬期屋外工事の歩掛補正基準として適用するものである。

〔基準〕

1. 冬期屋外工事の歩掛補正は、10月1日以降に閲覧を開始する工事で、補正の対象となる11月1日から3月31日の冬期間が全工期の2分の1を超える屋外工事について行うものとする。

ただし、下記工種については適用しないものとする。

- 1) トンネル坑内作業、工場製作、その他屋内工事と認められる工事、又は冬期施工が前提となっている非補正工事と補正対象屋外工事とを混合して発注する場合は、主体工事が屋外工事となる場合を除き補正しないものとする。
- 2) 除雪、排雪工事は補正しないものとする。

なお、雪寒仮囲い内での作業における補正は、土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編「共通工」第5章仮設工の雪寒仮囲い工による。

工種	冬期工事の歩掛補正（労務費補正）	豪雪地域の補正
除雪、排雪工事（主たる内容に限る）	JACICの除雪工を選択（労務費補正なし）	JACICの除雪工を選択（A地区損料を採用）
上記外の現場除雪工	JACICの補正作業なし（労務費補正あり）	JACICの補正作業なし（B地区損料を採用）

2. 歩掛補正は、屋外労務作業に従事する作業員（交通誘導警備員は除く）を対象に行うものとし、冬期の特殊な現場条件のために必要となるコンクリートの保温養生費、除排雪費等は、別途必要額を計上するものとする。

なお、機械作業についても運転手等の労務費についてのみ補正するものとし、運転手等の補正を考慮しての作業効率の調整は行わず、純粋な現場条件からのみ作業効率を決定するものとする。

3. 橋梁、水門等における製作・架設が一体となった工事で、架設が主体工事となる場合には、架設のみを対象として補正するものとする。
4. 主体工事が屋外作業で歩掛補正の対象となる工事と屋内作業が混在する場合にあっては、歩掛補正の対象期間は屋外作業の開始日から屋外作業の終了日までとする。
5. 歩掛の補正は、交通誘導警備員を除く全ての労務単価に対して行うものとし、次式により算出して積算するものとする。

$$\text{冬期補正労務単価} = \text{労務単価（基準額）} \times (1 + \text{冬期割増補正率})$$

下記工事開始月と完成月との交点が、当該工事の冬期補正率となる。

完成月 開始月	冬期補正率（％）				
	11月	12月	1月	2月	3月
10月	0	0	2	2	2
11月	0	0	2	2	2
12月		2	3	3	2
1月			4	4	2
2月				3	2
3月					0

6. 冬期屋外工事の歩掛補正については、原則、当該年度の2月以降に繰越承認を得て発注する工事又は債務負担工事には適用しないものとする。
7. 冬期補正済の工事を繰越する場合、次年度施工分については、基本労務単価に変更処理するものとする。

⑦ 設計変更における単価及び歩掛について <県独自>

1. 一般事項

変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

設計変更時における現場管理費の補正については、工事区間の延長、工事期間の延期短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上しなかったが、上記条件の変更により補正できることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

2. 設計変更における単価及び歩掛の取り扱いについて

設計変更で、既契約の工事内訳を変更する場合と工事内訳に新たに追加する場合の単価及び歩掛かりの扱いは下記によるものとする。

なお、これによりがたい場合は、本課と協議するものとする。

(1) 変更とは既契約の設計図書に示されている材料、規格、工法、構造及びその他条件の変更のいずれかの変更を行うものとする。

イ) 設計図書と工事現場状況の不一致による変更

ロ) 設計図書の条件変更又は契約後に指示した条件変更

ハ) 工事現場の取り合いの関係による変更又は工事施工途上において生じた条件変更

ニ) その他上記に類似する条件変更

(2) 追加とは工事区間内で工事目的物を追加して施工する場合及び工事区間外に延長して工事を追加するものをいう。

イ) 工事区間延長の追加

ロ) 用地問題解決等による未契約箇所の追加

ハ) 橋梁下部工の基数の追加

ニ) その他上記に類似する工事目的物の追加

事 項	区 分	単価及び歩掛採用時点		備 考
		単 価	歩 掛	
変 更	同 一	既契約時点	既契約時点	
	類 似	〃	〃	
	新	変更指示時点	変更指示時点	
追 加	同 一	変更指示時点	変更指示時点	
	類 似	〃	〃	
	新	〃	〃	

(注) 同一: 構造工法、断面、材料、規格等のいずれもが、既契約の積算内容と同一な工種

類似: 構造工法、断面、材料、規格等のいずれもが、既契約の積算内容と類似する工種

新: 同一工種、類似工種が既契約の積算内容になく新たに追加する工種

3. 設計変更額の増減の算出方法について <県独自>

設計変更額の増減の算出は、次によるものとする。

(1) 設計変更工事価格に請負比率を乗じた額(千円未満切捨て)に消費税相当分を加算した額を変更請負総額とし、第一回変更請負額は元請負額と変更請負総額の差額とし、第二回以降の変更請負額は最終変更請負総額と前回変更請負総額の差額とする。

(2) 算出例 (消費税 10% の場合)

		消費税 10%		
		当初	第 1 回変更	第 2 回変更
設計額	工事価格	50,000,000 A	60,000,000 C	55,500,000 F
	消費税相当額	5,000,000 A'	6,000,000 C'	5,550,000 F'
	計	55,000,000 A''	66,000,000 C''	61,050,000 F''
請負額	工事価格	49,250,000 B	59,100,000 D	54,667,000 G
	消費税相当額	4,925,000 B'	5,910,000 D'	5,466,700 G'
	計	54,175,000 B''	65,010,000 D''	60,133,700 G''
変更請負増減額			10,835,000 E	△ 4,876,300 H

第 1 回変更

$$\frac{60,000,000(C)}{55,000,000(A'')} \times 54,175,000(B'') = 59,100,000(D)$$

$$59,100,000(D) \times 0.10 = 5,910,000(D')$$

$$59,100,000(D) + 5,910,000(D') = 65,010,000(D'')$$

$$65,010,000(D'') - 54,175,000(B'') = 10,835,000(E)$$

第 2 回変更

$$\frac{55,500,000(F)}{61,050,000(F'')} \times 60,133,700(G'') = 54,667,000(G)$$

$$54,667,000(G) \times 0.10 = 5,466,700(G')$$

$$54,667,000(G) + 5,466,700(G') = 60,133,700(G'')$$

$$60,133,700(G'') - 65,010,000(D'') = \triangle 4,876,300(H)$$

⑧ 排ガス対策型建設機械の使用に係る取扱

1. 排出ガス対策型建設機械

建設機械に関する技術指針について（平成3年10月8日付け建設省経機発第247号、最終改正平成10年3月31日建設省経機発第37号）に指定された機械をいう。

なお、排出ガス対策型建設機械、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定および排出ガス対策型エンジン、排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定に関し必要な事項を定めること排出ガス対策型建設機械、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定および排出ガス対策型エンジン、排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定に関し必要な事項を定めについては国が定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」による。

2. 排ガス対策型建設機械の使用

県が発注する公共工事に使用する建設機械のうち、別表に示す建設機械については排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

対 象：秋田県全域

指定状況：国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000006.html

政策・仕事>[技術調査](#)>建設施工・建設機械>排出ガス対策

3. 工事費の積算

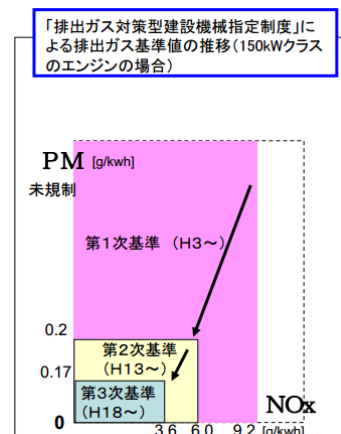
工事費の積算は、排ガス対策型建設機械により積算するものとする。

4. 建設機械の定義

「排出ガス対策型建設機械指定要領」（H3.10.8付国総施第247号）

「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（H18.3.17付国総施第215号）

「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（H18国土交通省告示第348号）



排ガス対策型建設機械指定制度の経緯

	H4	H13	H15	H18	H22
第1次基準値	受付開始 (H4.1)	受付終了 (H15.9)	第1次基準値取扱い (H16.9.1製造分まで)		
第2次基準値		受付開始 (H13.4)		受付終了 (H22.6)	第2次基準値取扱い (H23.6.30製造分まで)
第3次基準値			受付開始 (H18.3)		

排出ガス対策型建設機械名＞一般工事用

運搬	掘削・締固	基礎	A s / C o
特装運搬車、不整地運搬車 クローラクレーン ホイールクレーン ダンプトラック 廃材積込機 除雪グレーダ 除雪ドーザ 凍結防止剤散布車 ロータリ除雪車 ロータリ除雪装置 トラッククレーン 草刈機 路面清掃車	ブルドーザ 小型バックホウ バックホウ ホイールローダ（トラクタショベル） クローラローダ（トラクタショベル） ロードローラ タイヤローラ 振動ローラ タンピングローラー モータグレーダ ドラグライン及びクラムシェル 自走式土質改良機 泥上掘削機 土砂圧送機 ランドフィルコンパクタ	バイプロハンマ 油圧式杭圧入引抜機 アースドリル アンカードリル クローラ式アースオーガ 全回転型オールケーシング掘削機 バイプロ用ウォータージェット スタビライザ 自走式コンベア 自走式スクリーン 可搬式スクリーン 超高圧ウォータージェット オールケーシング掘削機 クローラ式杭打機 ボーリングマシン 深層混合処理機 粉体噴射攪拌機 地下連続壁施工機 杭打ち用ウォータージェット	路面切削機 アスファルト合材搬送機 アスファルトフィニッシャー ゴムチップ材敷均機 コンクリートスプレッダ コンクリート成型養生機械 コンクリート成型機械 フォームドスタビライザ スリップフォームペーパー コンクリートポンプ コンクリートブロックキャリア コンクリートフィニッシャー グラウトポンプ コンクリート横取機
その他			
路面ヒータ ウォータージェットはつり機 工事用高压洗浄機 電気溶接機 空気圧縮機 発動発電機 投光機 高所作業車（リフト車） 油圧パワーユニット トラクタ（単体） トレンチャ 単軌条運搬機	自走式破碎機 可搬式破碎機 自走式木材破碎機 可搬式木材破碎機 路面安全溝切削機 クローラドリル 小口径管推進機 種子吹付機 起重機船 プレスコンテナ		

排出ガス対策型建設機械名＞一般工事用

ブルドーザ バックホウ ホイールローダ（トラクタショベル） 振動ローラ コンクリート吹付機 ズリ積機 ダンプトラック ドリルジャンボ ローディングショベル 坑内積込機 吹付機	コンクリートポンプ車 コンクリートスプレッダ コンクリートフィニッシャー コンクリートレベラ 自走式コンベア 支保工建込機 坑内運搬車 高所作業車（リフト車） 支保工脚部補強杭打機 コンクリートポンプ 自走式破碎機 油圧式削孔機 クローラ式ミキサ クローラドリル
---	--

1～3次指定型式一覧、みなし届出型式一覧については国土交通省ホームページを参照のこと



第1次基準値 表示（ラベル）



第2次基準値 表示（ラベル）



第3次基準値 表示（ラベル）

⑨ 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法

受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の積算について、下記によるものとする。

記

1. 対象工事

発注者が、工事請負契約事項第 19 条により必要があると認め、設計図書の変更を行い、工期を延長する工事及び工事請負契約事項第 20 条により一時中止（以下「中止」という。）を行う工事とする。

2. この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場搬入済の材料、機械等……中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等
- (2) 期間要素を考慮して計上されている材料、機械等……中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取扱われている材料、機械等

3. 請負代金額または工期の変更

工事における工期延長等をした場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

4. 中止時における指示

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

5. 基本計画書

- (1) 受注者は、工事を中止した場合においては、次項に定めるところにより中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。
- (2) 基本計画書においては、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにするものとする。
- (3) 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。
- (4) 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

6. 工期短縮計画書

- (1) 発注者は中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- (2) 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- (3) 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

7. 工期延長等に伴う増加費用

- (1) 工期延長等に伴う増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の明細書（中止の場合は、受注者が作成した基本計画書）に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。

- (2) 増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。
- (3) 工期延長等に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

8. 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

1) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

2) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

4) 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

5) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

(2) 契約後準備工着手前に工期延長等をした場合

1) 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

2) 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

3) 工期延長等に伴う増加費用は計上しない

(3) 準備工期間に工期延長等をした場合の費用

1) 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

2) 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

3) 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

9. 増加費用の設計書における取扱い

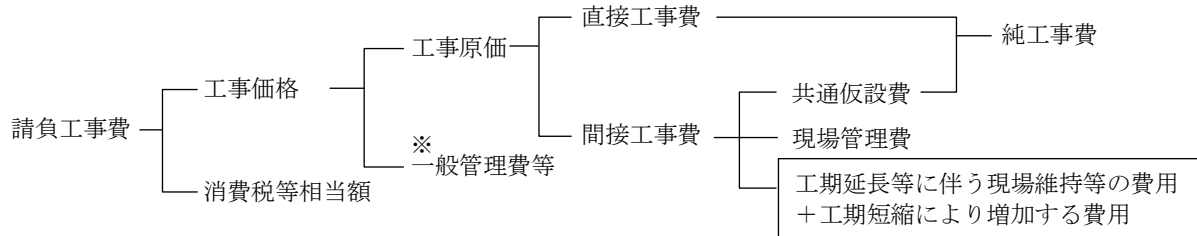
増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

10. 増加費用の事務処理上の取扱い

- (1) 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- (2) 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。
- (3) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

11. 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工期延長等の期間が3ヶ月以内は標準積算により算定し、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）については、「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅰ編 第10章①工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について」によるものとする。

第Ⅱ編 共 通

第1章	土 工・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅱ－1
第2章	共通工・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅱ－4
第3章	基礎工・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅱ－6
第4章	コンクリート工・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅱ－8
第5章	仮設工・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅱ－10

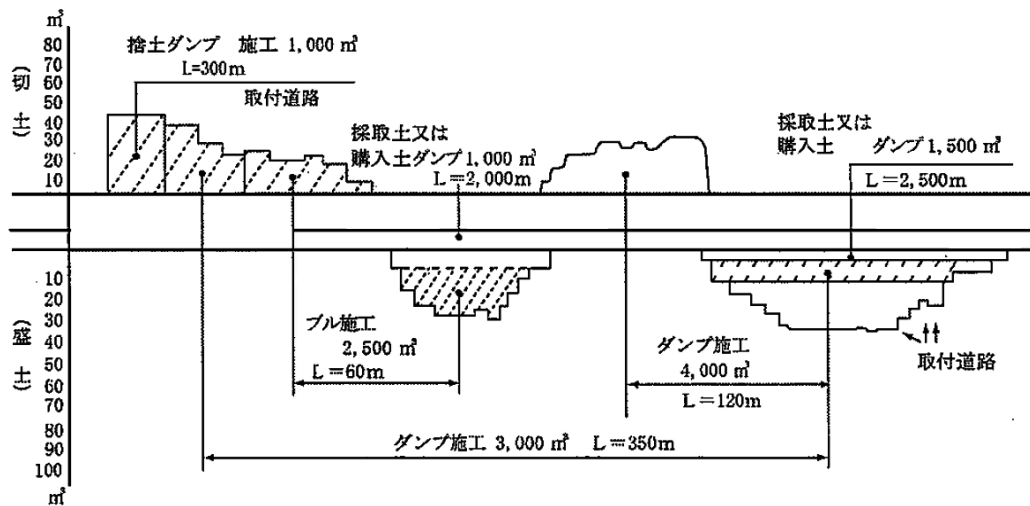
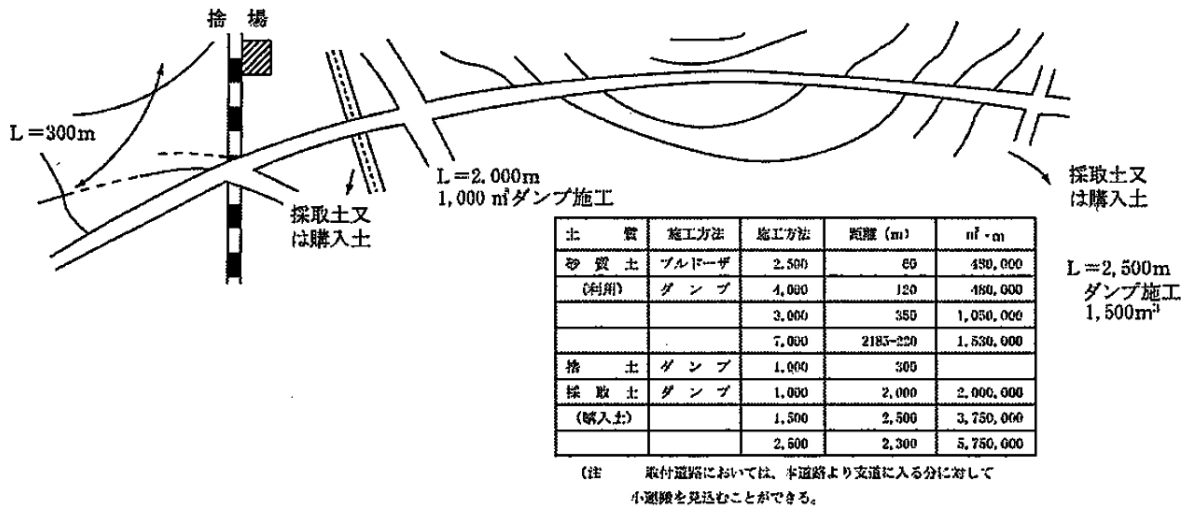
(白紙)

第1章 土工

① 機械土工（土砂・岩石）

（1）土量配分計画

土量の配分計画は土工指針に示してある土積図によるものを理想とするが、簡易方法としての一例を記してみる。



出典：土木工事標準積算基準書（参考資料）平成 18 年度以降 東北地方整備局

①－１ 機械土工（土砂）

１．機械床堀

（１）機種選定

床堀を機械で行う場合の機種選定は、土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編「共通工」第１章「土工」③「作業土工」による。

①－２ 機械土工（岩石）

１．岩掘削後の対象量

ブルドーザ集積用押土及びバックホウ破砕片除去の対象量は、掘削量の１００％とする。

なお、地形が急峻な坂道など片切の場合で発破飛散及び自由落下等で飛散するものを見込む場合は、運搬対象土量及び破砕片除去量は飛散自由落下土量を減じた量を計上してもよい。

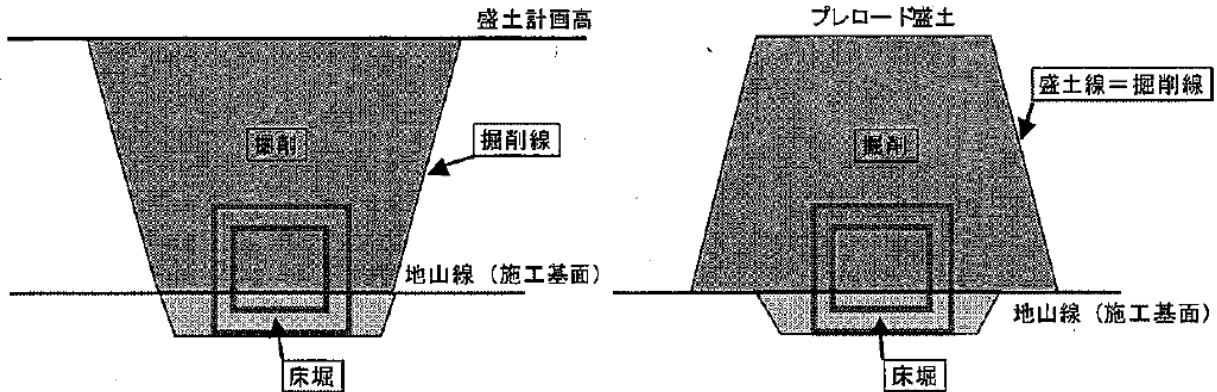
この際、飛散土の処理が必要な場合は、別途計上するものとする。

※飛散土量は、地形、土質により異なるため、各現場で定めること。

② プレロード押盛土

軟弱地盤におけるプレロード盛土については、以下の通りとする。

1) 構造物のプレロード盛土について



(1) プレロード盛土（掘削部の積算）

上記左側の図のように一連の盛土として施工を行う場合は、図面（縦断図など）に掘削線を明記し、特記仕様書に締固めが必要ない旨を明記する。

(2) 構造物施工時の作業区分

- | | | |
|------------|-------------------|-------------|
| 1) 掘削・床堀 | 施工基面から上側：掘削 | 施工基面から下側：床堀 |
| 2) 埋め戻し・盛土 | 施工基面から上側：路体及び路床盛土 | 施工基面から下側：埋戻 |

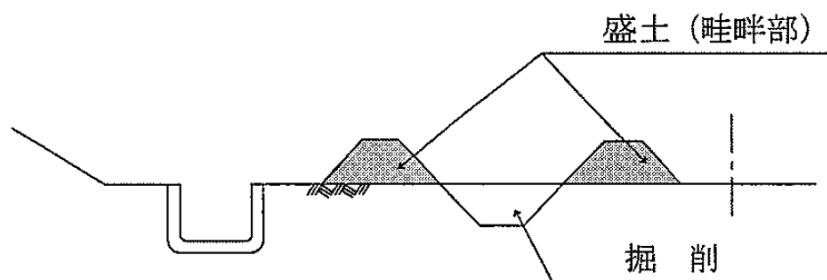
③ 人力盛土

1. 畦畔付き土側溝

(1) 土側溝については、土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編「共通工」第1章「土工」③「作業土工」によるものとする。

(イ) 盛土（畦畔盛土）は、埋戻し（現場制約あり）を計上するものとする。

(ロ) 掘削は、床堀（現場制約あり）を計上するものとする。



④ 路肩盛土

1. 施工歩掛

- (1) バックホウ掘削積込とタンパ締固めの組み合わせ歩掛とする。
- (2) 施工土量は地山土量とし、土量変化率は1.00とする。

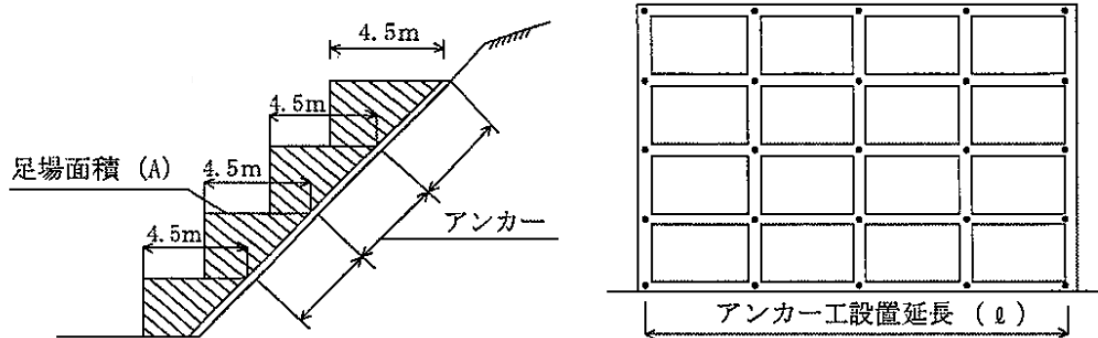
第2章 共通工

① アンカー工

1. 足場工の計上

- (1) 切土とアンカー工が同時施工となる場合は足場工を計上しない。
 (2) 既設構造物及び切土完了後等でアンカー工を施工する場合の足場工は次による。

①足場工の計算



$$\text{足場工 (空m3)} = A \times (\ell + 2.25 \text{ m} \times 2)$$

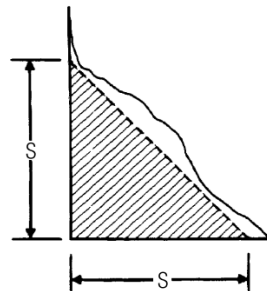
A = 断面積 (斜線部)

② その他

1. 現場溶接工

現場溶接の場合は下表の換算場を乗じて積算するものとする。

(1) 等辺の場合



$$K = \frac{A}{21.8}$$

$$A = \frac{1.1^2 \times S^2}{2}$$

$$= \frac{1.21 S^2}{2}$$

サイズ (S)	サイズ6mmのすみ 肉溶接に対する 換算率 (K)	サイズ (S)	サイズ6mmのすみ 肉溶接に対する 換算率 (K)	サイズ (S)	サイズ6mmのすみ 肉溶接に対する 換算率 (K)
3	0.3	11	3.4	21	12.3
4	0.5	12	4.0	22	13.5
5	0.7	13	4.7	23	14.7
6	1.0	14	5.5	24	16.0
7	1.4	15	6.3	25	17.4
8	1.8	16	7.1	26	18.8
9	2.3	17	8.1	27	20.3
10	2.8	18	9.0	28	21.8
		19	10.1	29	23.4
		20	11.1	30	25.4

2. 種子散布工及び植生基材吹付工について <県独自>

種子散布工及び植生基材吹付工の配合については、施工時期、土質及び施工条件により現地に最も適した条件を選定することを原則とするが、標準的な配合は下記によることとする。

1) 種子散布工

種子の名称	(kgf/100m ²)
	100m ² 当たり設計数量
ケンタッキー 3 1 フェスク	0.66
オーチャードグラス	0.20
クリーピングレッドフェスク	0.12
よもぎ	0.02
メドハギ	0.08
肥料 (N・P・K 15:15:15)	10.00
養生剤 (ファイバー系)	15.00
安定剤 (樹脂系)	7.00

2) 植生基材吹付工

種子の名称	(kgf/100m ²)	
	吹き付け厚さ	
	3 c m	5 c m
ケンタッキー 3 1 フェスク	0.885	1.475
オーチャードグラス	0.300	0.500
クリーピングレッドフェスク	0.195	0.325
よもぎ	0.030	0.050
メドハギ	0.135	0.225

- 注) 1. 土壌酸性度 pH 4～7、法勾配 1 : 1.0 の切上法面を想定している。
 2. 種子散布は土壌硬度 2 3 未満、植生基材吹付 3 c m は土壌硬度 2 3 ～ 3 0 未満の粘性土、5 c m は節理の多い軟岩・硬岩とし、その他の土質については、別途調査のうえ配合設計を行うこと。

第3章 基礎工

① 杭打工

1. 杭打機種

(1) ディーゼルパイルハンマ及び油圧パイルハンマが同一工事で、選定基準により2機種以上となる場合の取扱いは、下記による。

(イ) 使用機械は、各杭長毎に機種の選定基準により選定した規格で計上する。

(ロ) 機械の運搬は、工程上で最大規格の機種を計上する。

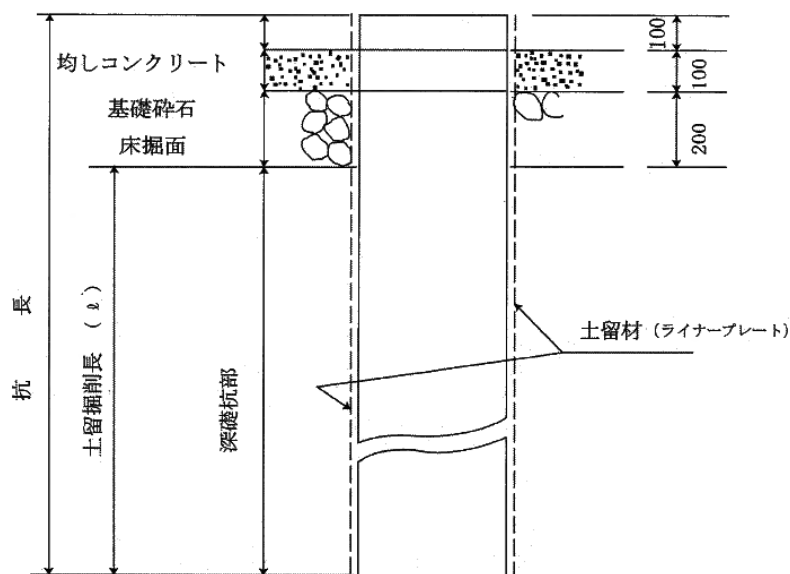
(2) 中掘工等その他杭打工法についても、同一工事で選定基準により2機種以上となった場合は、

(1)・(イ)及び(ロ)と同様の取扱いによるものとする。

② 深礎工

1. 深礎工

(1) 深礎工は下記の要領により積算する。



注)

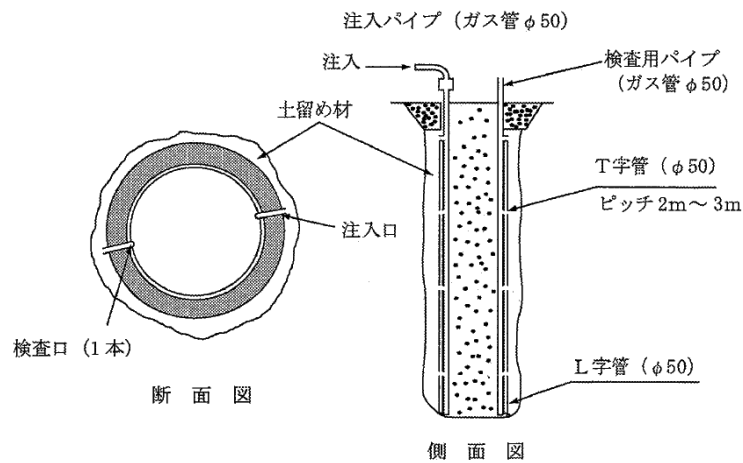
1. 土留掘削長 (ℓ) は土留材の単位長を考慮のうえ決定するものとする。

2. ライナープレートは杭長全周分設置 (撤去しない埋設) し、深礎掘削長は基礎碎石下面 (床掘面) からの長さとする。

(2) 裏込め注入

(イ) 土留材を掘削全長にわたって撤去しない埋設とした場合には、土留材と地山との間に生じる空隙を埋めるために、モルタル等で裏込め注入を行わなければならない。このためコンクリートの打ち込み前にあらかじめ内径50mm以上のパイプを下図のように設置し、コンクリート打設後にこのパイプから低圧(2kg/cm²程度)の注入を行う。さらに注入がよく行われたことを確認するために別の検査用パイプを建て込むものとする。

なお、地盤状況や掘削時の状況によって注入パイプの本数及び注入口の配置を決定するものとする。



第4章 コンクリート工

① コンクリート工

1. コンクリート特殊養生

(1) 適用期限

土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅱ編「共通工」第4章コンクリート工①コンクリート工
5. 施工歩掛5－3養生工（特殊養生）についてはコンクリート打設工程が冬期間施工（12月～3月）になる場合又は寒中コンクリートに適用するものとする。

なお、保温養生費計上済のコンクリート構造物が繰越等により4月以降の施工となる場合は、一般養生に変更処理するものとする。

①ジェットヒーターによる養生

- ・鉄筋構造物の場合は、ジェットヒーターによる養生を原則とする。

②練炭による養生

- ・①以外の場合

(2) 養生用足場

養生用足場は、原則として計上しないものとする。

② 型枠工

1. 型枠工の適用

基本的な型枠工の適用基準は次表による。

種 類	適 用
鉄 筋 構 造 物	・鉄筋構造の擁壁、橋台、橋脚 ・ポンプ場下部工 ・半径 $R = 5\text{ m}$ を超える構造物の円形部 ・水路 ・ボックスカルバート ・水門、樋門、樋管 ・橋の地覆 ・その他鉄筋量の多い構造物等
無 筋 構 造 物	・重力及びもたれ式擁壁等 ・マッシュな基礎 ・比較的単純な鉄筋を有する半重力式擁壁及び橋台等 ・海岸堤防
円 形	・半径 $R = 5\text{ m}$ 以下の構造物の円形部
小 型 構 造 物	・水路及び側溝等の断面積が小さく連続している構造物 ・法留 ・側溝及び集水桝の蓋 ・集水桝等のように比較的コンクリート量の少ない形状の複雑な構造物 ・防護柵等の基礎で少量（1 m^3程度以下）のコンクリートが点在している構造物 ・管渠に接続する吞吐口の型枠
均 し 型 枠	・均しコンクリート ・境界ブロック等の基礎型枠 ・縁石を用いた現場打L型側溝

第5章 仮設工

① 仮設工

1. 仮設備材料損率

(1) 仮埋設ヒューム管の取り扱いについて

(イ) 指定仮設において、ヒューム管を使用する場合の計上価格は、全損とする。完成後に再使用可能なものについて、発生品として処理すること。

(ロ) 任意仮設において、ヒューム管を使用する場合は、下表の通りとする。

1 現場当たりの使用回数	損率
1 回使用の場合	5 0 %
2 回以上使用の場合	1 0 0 %

2. 鋼矢板の修理費及び損耗費の適用

河川等の締切工事で捨て石や埋もれ木の障害がある場合及び著しい酸性河川等における修理費及び損耗費については、十分調査検討のうえで適用するものとする。

3. 仮設物（土留、仮締切、仮橋等）を年度を超えて存置する場合等の取扱い

当該工事以外にも使用する等のために設置した仮設物で当該工事完了後も存置させる場合の取扱いは、次によることを標準とする。

(1) 仮設物の損料及び賃料（以下損料等という）は、年度を通算した存置期間を考慮し、下記により算定するものとする。

	土留・仮締切	仮 橋	仮橋（既製品）
賃料単価 （リース料金）	物価資料 実施単価表	物価資料 実施単価表	別途調査による
1 現場当たり修理 費及び損耗費	建設用仮設材質料 積算基準	建設用仮設材質料 積算基準	別途調査による

(2) 設置した当該工事に計上する損料等は、当該工事の工期内に係わる損料のみとし、1 現場当たり修理費及び損耗費は、撤去時に計上するものとする。

(3) 当該工事完了後の当該年度内及び次年度（4 月 1 日以降）分の損料等については、それぞれ別途に当該仮設物を設置した受注者と契約することを原則とする。

この場合の積算は、損料等を工事原価として一般管理費等を計上するものとする。

(4) 次年度分の損料等は、その年度の単価による。

(5) 上記（3）に基づいて別途に契約する場合に、保安費、1 現場当り修理費及び損耗費、撤去費等を含めて契約しようとする場合は、その積算、契約の方法等について担当課に打合せするものとする。

上記の取扱いをする設備は、指定仮設であることを前提とする。

4. 運搬路等の補修

(1) 適用範囲

工場現場内、堤防上、一般の道路及び工事専用道路を補修する必要がある場合に適用する。

(2) 補修材料

再生クラッシャーラン（特別事情ある場合は切込砂利）とし、その最大粒径は40～80mm程度のものを標準とする。

ただし、市町村道以上の道路については、事情に応じて25mm程度のものを使用してもよい。

(3) 補修材料の数量

幅×厚さ×延長＝設計数量

※ 現場内の幅は3.5mを標準とする。

（現場内に設ける運搬路は全幅4.0m、砂利敷幅は3.5mを標準とし、縦断勾配、曲線半径等現場条件を考慮の上決定するとともに、待避所設置も併せ考慮する。

※ 厚さは、工期、施工時期、現場の状況を充分調査し、勘案のうえ決定すること。

(4) 補修費について

(イ) 農道又は堤防等で一度に10cm以上の砂利を布設する場合は造成とみなし別途に計上するものとする。この場合の敷均しは、機械施工を原則とするが、人力による場合は路盤工（歩道）による。

(ロ) 公道の使用期間及び補修時期等については、事前に管理者と打合せし、文書確認を行っておくこと。

5. 工期延期に伴う仮設備等の取扱い

工事期間中、降雨及び取水等に起因する作業不能日（休日含む）が標準と異なる（平均13.8日／月以上）場合は、下記項目の増加費用を計上することができる。

(1) 「建設用仮設材損料算定表基準」の建設用仮設材損料

(2) 水替費用

(3) 仮設電気等の基本料金

(4) 借地料

(5) その他、必要な事項に関する費用

② 矢板工

1. 矢板及びH鋼杭打込み引抜き機械

- (1) バイプロハンマが同一工事で、選定基準により2機種以上となる場合の取扱いは、下記による。
- (イ) 使用機械は、型式、打込み長及びN値毎に機種の選定基準により選定した規格で計上する。
- (ロ) 機械の運搬は、工程上で最大規格の機種を計上する。
- (ハ) 機械の運搬台数は、打込み引抜きが連続作業の場合は1台として、それ以外は、原則として打込み、引抜き各々計上する。

③ 仮橋、仮栈橋工

1. 仮（栈）橋（既製品を除く）設置撤去工

- (1) ブラケットにガードレールを建て込む工法の場合は、溶接工、トラッククレーン、諸雑費は計上しない。
- (2) 仮（栈）橋損料等
仮（栈）橋部材の損料等の計上は、下記を標準とする。

部材名	部材名		質量算出	損料等
主部材	H形鋼	主桁 桁受 支持杭	積上げ	実施単価表もしくは物価資料（仮設鋼材賃貸料金） ただし、主桁、受桁の1現場当たり修理費及び損耗費は、軽作業とする
	覆工板		〃	実施単価表もしくは物価資料（仮設鋼材賃貸料金）
副部材	形鋼	桁受 綾構 手摺	〃	仮設材の損料率
	取付プレート 及びボルト類		〃	副部材損料・・・副部材（B）

- (注) 1. 存置期間が長期になる場合及び大規模な仮橋等で上記によりがたい場合は、別途考慮する。
2. 副部材の形鋼は、H形鋼を除く
3. 主部材におけるH形鋼、覆工板の1現場当たり修理費及び損耗費は、建設用仮設材賃料積算基準による。

(3) 仮（栈）橋の積算について

仮（栈）橋等の基礎杭の打込み、引抜き時にバイプロハンマを使用する場合、標準の付属機械（クローラクレーン）が現場条件等により、これにより難しい場合はバイプロハンマの起振力を考慮し、ベースマシンの選定を行う。

④ 工事用除雪

1. 工事用除雪

- (イ) 工事用除雪は、冬期（１２月～３月）に除雪を必要とする場合に適用するものとする。
- (ロ) 除雪に係る費用の計上は、発注時に設定した工期をもとに実施設計に計上する。工事区間の延長、工期の延長・短縮等により当初計上した除雪量（日数）に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが上記条件の変更により計上できることとなった場合は、設計変更の対象として処理するものとする。
- (ハ) 工事箇所が観測所の条件と異なると認められる場合、あるいは基準書によることが困難な場合は、下記により条件明示し、実績により設計変更で計上できるものとする。

○条件明示例

「工事用除雪が必要な場合は別途協議します。」

- (ニ) 現場用除雪は、下表の「上記外の現場除雪工」として扱うこと。

工種	冬期工事の歩掛補正（労務費補正）	豪雪地域の補正
除雪、排雪工事（主たる内容に限る）	JACICの除雪工を選択（労務費補正なし）	JACICの除雪工を選択（A地区損料を採用）
上記外の現場除雪工	JACICの補正作業なし（労務費補正あり）	JACICの補正作業なし（B地区損料を採用）

(1) 人力除雪費

コンクリート打設箇所等のように施工の都度、降雪量の多少にかかわらず除雪（人力除雪）する場合の除雪歩掛は降雪量 1 m^3 につき 0.03 人（普通作業員）とし、積雪量（除雪量）は次式により算定すること。

但し、投棄距離が 5 m を超える場合は、0.01 人（普通作業員）を加算する。

- (イ) 該当工事算定積雪深（H）について

① 工期が 2 月 21 日までの工事については、下記の算定式による。

$$H = (N - 7) \times \text{平均最大積雪深 (m)} / D$$

H：該当工事算定積雪深 (m)

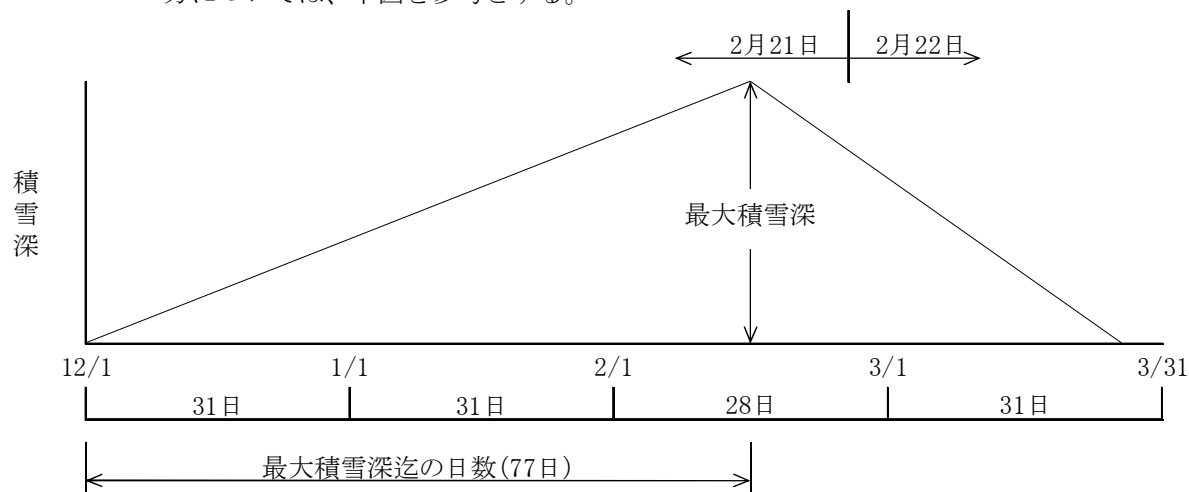
N：12月1日から契約工期までの延日数 (日)

D：最大積雪深までの日数 (77日)

② 工期が 2 月 21 日を超える場合は、平均最大積雪深をとる。

$$H = \text{平均最大積雪深 (m)}$$

③ 各地区の平均最大積雪深は、別表を参考とする。また、最大積雪深の設定に対する考え方については、下図を参考とする。



(ロ) 設計数量

設計数量は (V) は、下記の式による。

$$V = H \times \Sigma A$$

V : 設計数量 (m³)

H : 当該工事算定積雪深 (m)

Σ A : 人力又は機械除雪毎の対象面積の合計 (m²)

A のとり方

種 別	細 目	除 雪 面 積		摘 要
資材置場	根固ブロック ※総面積は、製作個数 に 1 個当たりの面積 を乗じて求める	ブロック重量	除雪面積	
		0.5 t	1.0 m ²	
		1.0	1.5	
		1.5	2.5	
		2.0	3.0	
		3.0	4.0	
		4.0	5.0	
		5.0	6.0	
		8.0	8.0	
		12.0	9.5	
	連結・積みブロック	施工面積の 3 0 %		
	平張ブロック	施工面積の 2 0 %		
	その他	1 0 0 m ²		現場小屋、仮設備その他資材等一切を含む
資材運搬路		必要幅×延長		
工事現場		除雪を必要とする面積		平面図上の投影面積

(2) 機械除雪費

運搬路等のように10cm程度以上の降雪があったときに限り除雪（ブルドーザ除雪）する場合は次のとおりとする。

なお、除雪回数は過去5年の気象データの10cm以上の地区別・月別の降雪日数とする。

(イ) 堤防天端および道路の運搬路等の除雪でサイドに容易に排雪できる場合

$$t = 2 \times L \times \frac{1}{3.6}$$

$$\beta = \frac{W}{w} \quad (\text{端数切上げの整数とする})$$

$$T = t \times \beta \times \text{除雪回数 (hr)}$$

ここに t =ブルドーザ除雪作業1往復当り所要時間 (hr)

L =片道距離 (除雪延長) (km)

W =道路等の所要除雪巾員 (m)

w =ブルドーザ1回走行当り除雪巾 (m)

$$\left(\begin{array}{ll} 21t \text{ ブルドーザ} & W=3.7\text{m} \\ 15t \text{ } & W=3.5\text{m} \end{array} \right)$$

T =ブルドーザの作業時間

(ロ) 平地の道路等の除雪でサイドに障害或いはかなりの積雪がある場合

$$V_{\star} = A \times d \times \text{除雪回数 (m}^3\text{)} \quad \dots\dots\dots \text{除雪量}$$

$$V = \frac{3,600 \times q \times E}{2.3\ell + 12} \quad (\text{m}^3/\text{hr}) \quad \dots\dots\dots \text{時間当り除雪}$$

$$T = \frac{V_{\star}}{V} \quad (\text{hr}) \quad \dots\dots\dots \text{ブルドーザ作業時間}$$

ここに A : 除雪対象面積 (m^2)

d : 平均除雪圧厚 ($d=0.2\text{m}$ とする。)

q : 1 サイクル当り押雪量 (新雪)

$$\left(\begin{array}{ll} 21t \text{ ブルドーザの場合} & q=12.0\text{m}^3 \\ 15t \text{ } & q=9.6\text{m}^3 \text{とする} \end{array} \right)$$

ℓ =運搬距離 (m)

運搬路除雪の場合

21 t ブルドーザ $\ell=20\text{m}$

15 t $\ell=15\text{m}$ とする

$$E=0.85$$

(3) 施工単価入力基準法

① 人力除雪

施工歩掛コード	D Z 4 1 3 0 0 0	施工単位	m ³
施 工 区 分	入 力 条 件		
工 種	J 1		
各 種	投棄距離 5m以下 [1] 5mを超える [2]		

② 機械除雪

(イ) サイドに容易に排雪できる場合

施工歩掛コード	D Z 4 1 4 0 0 0	施工単位	km
施 工 区 分	入 力 条 件		
工 種	J 1	J 2	J 3
各 種	ブルドーザ規格 15 t [1] 21 t [2]	除雪巾員 (m)	除雪回数 (回)

(ロ) サイドに障害或いはかなりの積雪がある場合

施工歩掛コード	D Z 4 1 5 0 0 0	施工単位	m ²
施 工 区 分	入 力 条 件		
工 種	J 1	J 2	
各 種	ブルドーザ規格 15 t [1] 21 t [2]	除雪回数 (回)	

過去5年間の気象データ＜1＞

地区名	測候所	平均最大 積雪深 (cm)	10cm 以上の降雪日数				5年最大積雪深 (cm)	備考
			12 月	1 月	2 月	3 月		
鹿 角	十和田南	83	5.6	8.4	3.8	0.8	129	
	発 荷	218	9.8	15.0	9.2	5.2	235	
	古 遠 部	120	6.6	11.6	8.4	4.2	186	
	ト ロ コ	239	12.4	16.0	10.0	4.2	268	
	中 滝	153	7.6	12.0	6.2	3.6	180	
北 秋 田	鷹 巣	84	3.4	9.2	5.6	0.6	131	
	大 館	85	4.6	7.8	3.8	0.4	126	
	米 内 沢	107	6.2	11.2	5.2	0.6	153	
	沖 田 面	104	3.8	9.4	4.2	0.4	165	
	独 鈷	117	6.4	9.4	5.6	2.4	169	
	比 立 内	174	11.6	15.2	8.0	3.2	216	
山 本	能 代	44	1.0	4.6	2.2	0.0	70	
	八 森	58	2.8	6.0	2.8	0.0	85	
	素 波 里	125	5.6	11.4	4.8	0.4	177	
	二 ツ 井	93	3.2	8.6	3.4	0.2	133	
	琴 丘	85	3.2	8.8	5.0	1.0	121	

(注)

平均最大積雪深 : 5年間 (R3.12～R8.3) の資料による各年の最大積雪深の平均値。

10cm 以上の降雪日数 : 5年間 (R3.12～R8.3) の資料による平均降雪日数。

5年最大積雪深 : R3.12～R8.3 の資料による積雪深の最大値。

過去5年間の気象データ＜2＞

地区名	測候所	平均最大 積雪深 (cm)	10cm 以上の降雪日数				5年最大積雪深 (cm)	備考
			12 月	1 月	2 月	3 月		
秋 田	秋 田	37	2.0	3.4	2.0	0.2	67	
	昭 和	51	2.0	5.4	3.4	0.6	70	
	高 樋	93	5.6	9.2	5.2	1.0	122	
	船 川	40	2.2	4.0	1.4	0.2	64	
	岩見三内	65	2.8	5.8	4.0	0.2	86	
	雄 和	94	3.6	8.0	5.0	2.6	133	
由 利	本 荘	38	2.0	3.8	2.4	0.4	71	
	中 田 代	98	4.4	7.8	4.2	0.8	154	
	館 合	107	5.8	9.0	6.4	1.4	158	
	釜 ケ 台	118	4.4	7.6	4.6	1.6	175	
	小 滝	42	1.6	3.4	3.4	1.0	84	
	矢 島	106	5.2	7.2	4.8	0.6	167	
	笹 子	174	9.6	13.8	8.8	3.0	229	
仙 北	大 曲	98	6.6	10.4	5.0	1.2	160	
	鎧 畑	168	8.4	13.2	7.8	4.2	214	
	乳 頭	246	11.8	13.6	9.4	5.6	290	
	戸 沢	220	11.8	16.6	10.4	4.6	275	
	生 保 内	97	7.0	11.6	6.0	3.2	125	
	刈 和 野	62	4.2	12.2	9.2	3.2	94	

(注)

平均最大積雪深 : 5年間 (R3.12～R8.3) の資料による各年の最大積雪深の平均値。

10cm 以上の降雪日数 : 5年間 (R3.12～R8.3) の資料による平均降雪日数。

5年最大積雪深 : R3.12～R8.3 の資料による積雪深の最大値。

過去5年間の気象データ＜3＞

地区名	測候所	平均最大 積雪深 (cm)	10cm 以上の降雪日数				5年最大積雪深 (cm)	備考
			12 月	1 月	2 月	3 月		
仙 北	角 館	99	6.0	11.4	6.0	1.2	138	
	太 田	95	8.8	12.2	6.4	2.2	122	
	南 外	108	5.4	9.2	5.6	1.4	173	
	玉 川	338	15.4	17.4	12.0	7.6	375	
平 鹿	横 手	103	6.6	10.6	7.8	1.2	168	
	十 文 字	115	8.2	10.4	7.2	1.6	175	
	小 松 川	177	10.2	13.8	8.2	2.8	244	
	大 沢	118	6.6	9.4	7.6	1.0	163	
雄 勝	湯 沢	106	7.4	8.4	7.8	1.4	163	
	田 代	177	8.4	11.6	8.2	2.2	216	
	三 途 川	170	10.6	13.6	8.8	2.6	223	
	皆 瀬	188	11.0	14.8	9.2	2.4	247	
	秋 の 宮	186	12.8	14.6	8.0	4.2	238	
	椿 台	183	10.0	14.6	9.0	3.0	242	

(注)

平均最大積雪深 : 5年間 (R3.12～R8.3) の資料による各年の最大積雪深の平均値。

10cm 以上の降雪日数 : 5年間 (R3.12～R8.3) の資料による平均降雪日数。

5年最大積雪深 : R3.12～R8.3 の資料による積雪深の最大値。

秋田県管内図

凡例
● 観測所位置

● 観測所位置

(白紙)

第Ⅲ編 河 川

第 1 章	河川海岸・	Ⅲ－ 1
第 2 章	河川維持工・	Ⅲ－ 7

(白紙)

第 1 章 河川海岸

① 消 波 工

1. 消波根固ブロック工

- (1) コンクリートブロックの施工断面
 - (イ) 根固工断面のうち、ブロック 1 個並べとなる部分は、床掘などにより、全体の高さが不揃いにならないように設計すること。
 - (ロ) 捨込みは規程通りに行うのが難しいので、設計断面は点線で表示すること。
- (2) 根固ブロックの主鉄筋は異形鉄筋を使用することを標準とする。組立筋は普通鉄筋でもよいが、同一工事での規格品との混用は避けること。(無規格品を使用する場合は、特記仕様書にその旨明記のこと)
- (3) 「異形コンクリートブロック製作場所敷地面積」 異形コンクリートブロックの製作にあたっての所要敷地面積は、異形コンクリートブロック製作個数により、次表を標準とする。

異形コンクリート	延 べ 製 作 個 数 (個)				摘 要
ブロック質量	～ 500	～ 1,000	～ 2,000	～ 3,000	
～ 3 t	1,600	1,700	1,900	2,100	
～ 6 t	2,200	2,900	4,300	5,800	
～ 25 t	2,800	4,100	6,800	9,400	

注) 用地を借用する場合は 1 サイクルの製作個数、製作ストックヤード等を考慮して別途積算する。

② そ の 他

1. 床均し

- (1) 人力床掘の場合は、床均しは計上しない。
- (2) 床掘を機械で計上した場合の床均し歩掛は、土木工事積算基準書（共通編）第Ⅱ編「共通工」第1章「土工」③「作業土工」の基面整正によるものとする。（不陸整正のほか、乱された部分の搗固を含み、残土の処理は含まない。なお、構造物の基礎で床掘後、床掘面で杭打機などの重機・運搬車等の作業があり床拵えの必要がある場合には適用してよい。）

2. 堤体の法面仕上げ

築堤において衣土を施工しない竣功、越年する場合で法面仕上げをする必要がある場合は土木工事積算基準書（共通編）第Ⅱ編「共通工」第2章「共通工」①「法面工」による。

3. 護岸仮締切用排水量

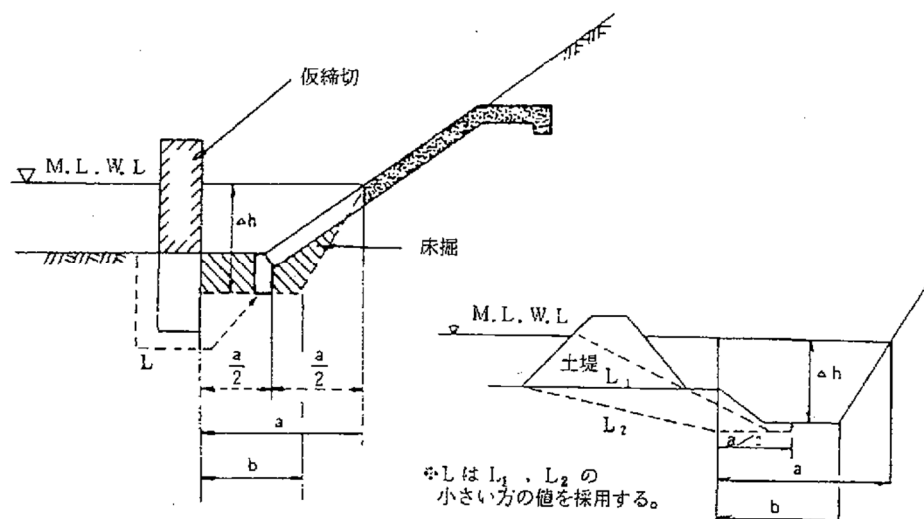
護岸仮締切用排水量は下表を標準とする。

排水量 m^3/h 排水面積 200m^2 (延長50m、巾4 m) 当り

土 質	動 水 勾 配 ($\Delta h/L$)			
	0 . 2 0	0 . 2 5	0 . 3 0	0 . 3 5
シ ル ト 系	1 0	1 0	1 0	1 0
土 砂 系	2 0	3 0	3 0	4 0
シルト等を含んだ砂	7 0	9 0	1 1 0	1 3 0
砂	1 5 0	1 8 0	2 2 0	2 5 0
砂 利 系	2 9 0	3 6 0	4 3 0	5 0 0

(注) 1. 排水面積に応じて排水量を増減する。

2. L 及び Δh は代表面より決める。



排水量を算定する水位はM. L. W. L.を原則とするが施工場所によっては必ずしもM. L. W. L.が施工時の適切な水位と言えないこともあるので施工時期の状況を十分調査して水位を決定する。

排水面積の算出は下記によるものとする。

作業時排水……………排水面積＝排水延長× a

常時排水 ……………排水面積＝排水延長× b

4. 鋼矢板二重締切の中詰土

(1) 「中詰砂」を水切りする場合の歩掛は下記による。

$$Q = V \times g \times 5 \quad (\text{m}^3/\text{hr})$$

Q : 1 時間当り必要水量 (m^3/hr)

V : " 中詰砂投入量 (m^3/hr)

g : 中詰砂の単位質量 (t/m^3)

(イ) ポンプ口径及び必要台数がQにより決定する。

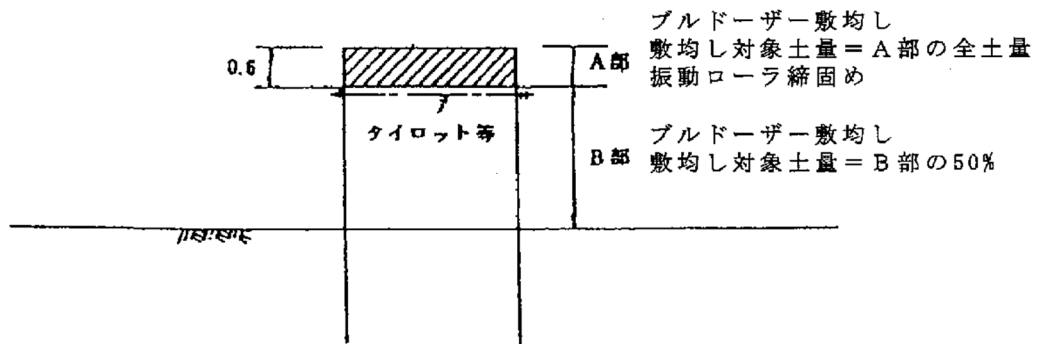
(ロ) ポンプの選定は積算基準書(締切排水工)によるものとし日運転時間は「中詰砂」の投入作業時間と同一とする。

(ハ) 運転労務は特殊作業員とし、ポンプの運転、吐出口の管理、移動を行い、締切1ヶ所当り1人/日(中詰作業日)を計上する。

(2) 水締しない場合の中詰工については下記による。(締切巾5m以上)

(イ) 締固めしない土砂の土性(単重、安息角など)で仮締切を設計する。

(ロ) 積算については下記を参考とする。

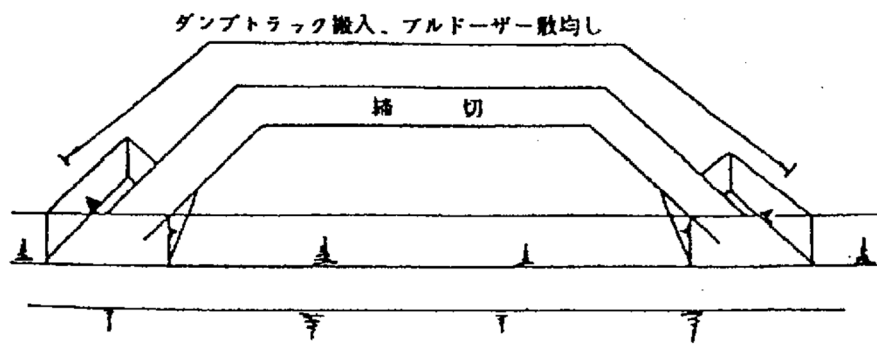


(注) 中詰土(B部)の土量変化率は1.0とする。

(3)

1. 「中詰砂」及び土砂投入機種選定は下図による。(締切巾5m以上)

2. ブルドーザの規格は土木工事標準積算基準書(共通編)第Ⅱ編「共通工」第1章「土工」による。



5. 仮締切用タイロッド及びタイロープ等

(1) 単年度で使用する場合

$$A = B - (1 \text{ 組当り質量 (kg)} \times \text{スクラップ単価 (円/kg)})$$

A : 1 組当り設計計上単価 (円)

B : タイロッド及びタイロープ等の 1 組当りの単価
(見 積 価 格)

(2) 2 ヶ年以上に亘り使用する場合

(イ) 途中年度の設計計上方法

$$A = B \times \frac{\text{当年度使用期間 (月)}}{\text{全体使用期間 (月)}}$$

(ロ) 最終年度の設計計上方法

$$A = (B \times \frac{\text{最終年度使用期間 (月)}}{\text{全体使用期間 (月)}}) - (1 \text{ 組当り質量 (kg)} \times \text{スクラップ単価 (円/kg)})$$

(注) 転用できる範囲は同一現場で同一規格とする。

(3) B の見積価格及びスクラップ単価は、当該年度の価格とする。

6. 海岸工事における休転率について

積算基準書（河川編）Ⅲ－１－③－８における休転率の計算は、以下のとおりとする。
海上作業の大部分が４月から１０月に実施される工事に適用するものとする。
なお、精算変更時において実績に応じた休転率に修正するものとする。

１．休日等による休転日数、海上作業可能日数（休日等に係る日を除く）について

区分	日数
海上作業可能日数	１０ 日／１ヶ月
休日等による休転日数	１０ 日／１ヶ月

※海岸区域による区分は行わない

※上記数値は当初設計の値であり、精算変更時において実績に応じた日数に変更すること

２．海上消波工（突堤、離岸堤）

（１）海上における作業可能日数

海上における作業可能日数は、下表を参考に決定することができる。

表作業可能な海象現象

波高(H1／3)	風 速
(m)	(m／S)
0.5 以下	6 以下

第2章 河川維持工

① 堤防除草工

1. 堤防除草工 <県独自>

人力除草は原則として行わないこと。

2. 焼却 <県独自>

(1,000m² 当たり)

名称	単位	焼却
普通作業員	人	0.3

1. 除草・集草後の現場内での小規模な焼却に適用する。
2. 焼却に当たっては、所管消防署及び市町村と十分協議したうえで実施すること。
3. 現場外へ搬出した場合は、一般廃棄物として適正に処理すること。

② 堤防天端敷砂利

1. 堤防天端敷砂利

堤防天端の敷砂利の積算については、下記によるものとする。

施工機種の選定 第Ⅱ編 共通工 第1章 土工②-1 土工 3-3 整地
における作業区分 敷均し（ルーズ）による。

材料補正 5%（工事目的物・仮設共）

堤防天端敷砂利 100m² あたりの施工歩掛（オプション作成）

材料費

100m² あたり使用量

（例）t=10cm の場合 $0.1 \times 100\text{m}^2 \times (1+0.05) = 10.5 \text{ m}^3$

土の敷均し（ルーズ）

100m² あたり敷均量

（例）t=10cm の場合 $0.1 \times 100\text{m} = 10.0 \text{ m}^3$

作業条件については標準とする。

第Ⅳ編 道 路

第1章	舗装工・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅳ－1
第2章	付属施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅳ－2
第3章	道路維持修繕工・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅳ－5
第4章	トンネル工・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅳ－7
第5章	橋梁上部工・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅳ－9

(白紙)

第1章 舗装工

① 路盤工

1. 不陸整正

- (1) 供用、未供用完成年度に関係なく、既に改良工事が完成している道路の舗装工事には、路床面又は路盤工の不陸整正を計上するものとする。
- (2) 同一工事の改良舗装工事の場合は、不陸整正を計上しないものとする。

② アスファルト舗装工

1. 路肩舗装

- (1) 路肩舗装の混合物は、原則として車道と同じ混合物を使用するものとする。
- (2) 混合物の補正係数は、車道に準ずるものとする。
- (3) 路肩の路盤構造が車道並みの場合
混合物の敷均しは、車道と同じにすると共に転圧及び密度についても車道並みとする。
- (4) 路肩の路盤構造が車道並み以外の場合
混合物の敷均しは、車道と同時施工とし、転圧はフィニッシャーを主機械とする組合せ施工（車道と同步掛）とし、密度は歩道舗装に準ずるものとする。

③ 凍上抑制層工

1. 凍上抑制層工

凍上抑制層は、下層路盤に含め同時施工するものとし、敷均・締固めは(凍上抑制層＋下層路盤)の合計厚さに対して、「土木工事標準積算基準書（道路編） 第IV編「道路」 第1章「舗装工」①路盤工」の下層路盤の歩掛を適用する。

第2章 付属施設

① 区画線工

1. 区画線工

(1) 矢印・文字の15cm換算施工延長

種別	面積 cm^2	幅 15cm 換算 施工実延長 m	種別	面積 cm^2	幅 15cm 換算 施工実延長 m
	18,288.00	12.19	専	11,250.00	7.50
×	14,219.67	9.74	用	15,750.00	10.50
※ 8	4,773.60	3.18	優	13,755.00	9.17
※ ー	450.00	0.30	先	11,666.87	7.77
※ 2	3,460.80	2.30	7	3,870.00	2.58
※ 0	4,563.00	3.04	ー	600.00	0.40
20	27,749.81	18.49	9	4,667.10	3.11
30	29,014.60	19.34	■	225.00	0.15
40	29,711.00	19.80	3	2,107.00	1.40
50	27,863.94	18.57	0	2,485.50	1.65
※ 60	31,622.70	21.08	1	2,250.00	1.50
低	20,829.25	13.88	対角 2 m	29,959.67	19.97
中	15,150.00	10.10	※対角 4 m	79,348.67	52.89
高	22,650.00	15.10	直径 2 m	35,593.16	23.72
文	7,620.00	5.08	※直径 4 m	97,372.66	64.91
行	8,837.50	5.89	1 m × 2 m 大きさ	26,872.00	17.91
止	8,025.00	5.35	※ 2 m × 4 m	74,866.84	49.91
マ	4,589.50	3.06		参考図形	
レ	4,319.00	2.88		2,306.94	1.53
自	9,360.00	6.24	0	21,840.00	14.56
動	11,337.50	7.55	↑ ℓ 5 m	9,375.00	6.25
車	9,400.00	6.26	↘ ℓ 5 m	9,993.60	6.66
○	2,625.00	1.75	↑ ℓ 5 m	13,371.54	8.91
二	5,600.00	3.37	※ T ℓ 5 m	14,486.90	9.65
輪	12,427.50	8.29	↑ ℓ 2 m	3,750.00	2.50
を	2,710.00	1.81	◇	24,765.82	16.51
除	10,738.50	7.16	▽	26,567.00	17.71
く	1,295.00	0.86	止	8,400.00	5.60
軽	10,632.25	7.09	ま	10,127.63	6.75
両	11,450.00	7.63	れ	10,896.25	7.26
バ	9,000.00	6.00			
ス	7,907.50	5.27			

注 「種別」は標識令第10条の様式を示す。ただし、※印は「資料」3(4)文字、記号等の寸法図に示されていないものである。

出典：土木工事標準積算基準書（参考資料）平成18年度以降 東北地方整備局
一般社団法人 全国道路標識・標示業協会「路面標示ハンドブック 第5版」

(2) 仮区画線設置

仮区画線の設置にあたっての留意事項

①路面切削後又は施工の切り廻し及び中間層等に設置する仮区画線（溶融式、ペイント式）は、仮設工として直接工事費に計上する。

（この場合、設計図書に設置延長、規格を明示する。）

②一時的交通処理のために生じる簡易な仮区画線（手作業によるローラ塗布、粘着テープ等による任意的施工のもの）は共通仮設費率に含まれる。

（この場合、設計図書に明示しない）

② 防雪柵工

1. 防雪柵（再設置・収納） <県独自>

<留意事項>

- (1) 発動発電機について・・・・・・ガソリン駆動 2 K V A（賃料計上）
 (2) ユニック車の規格は、4 t 積 2.9 t 吊とする。

防雪柵(再設置・収納)標準歩掛

形 式	方 式	100m当たり工数:普通作業員(人)								備 考
		再設置のみ発注		収納のみ発注		防雪板のみ再設置		防雪板のみ収納		
			発動発電機		発動発電機		発動発電機		発動発電機	
HC-42(1.0)	上部収納式	0.95	0.15日	0.79	0.15日					
HC-42(1.2)	上部収納式	0.95	0.15日	0.79	0.15日					
HC-42(1.5)	上部収納式	0.95	0.15日	0.79	0.15日					
HC-42-5	上部収納式	1.19	0.20日	0.95	0.20日					
KA-42	水平可動式	0.71		0.71						
LA-35	下部収納式	1.63		1.34						
LA-35-4	下部収納式	1.84		1.50						
LA-35-5	下部収納式	2.08		1.71						
LA-40-4	下部収納式	1.61		1.32						
TS-42(1.0)	主柱折曲式	1.83	0.30日	1.51	0.30日	1.08	0.30日	0.84	0.30日	
TS-42-5(1.2)	主柱折曲式	0.30台		0.24台		0.30台		0.24台		ユニック車
		2.38	0.40日	1.91	0.40日	1.36	0.40日	1.06	0.40日	
TK-42(1.2)	主柱折曲式	2.11	0.30日	1.73	0.30日	1.36	0.30日	1.06	0.30日	
HD-42(1.0)	新上部収納式	0.79		0.79						
HD-42(1.2)	新上部収納式	0.79		0.79						H=3.27m
		0.79		0.79						H=3.70m
HP-35	上部収納透過型	1.14	0.15日	0.95	0.15日					
TX-30	下部収納透過型					1.52	0.35日	1.16	0.35日	
TP-35S	下部収納透過型					1.30	0.30日	0.99	0.30日	
K-18M	折りたたみ式					1.14		1.14		
K-20M	折りたたみ式					1.14		1.14		
K-28M	折りたたみ式	0.38台		0.38台		0.38台		0.38台		ユニック車
		3.03		3.03		1.67		1.67		
HP-3540	上部収納透過型	1.00	0.15日	0.83	0.15日					
HP-3540S	下部収納透過型	1.82	0.30日	1.54	0.30日	1.14	0.30日	0.87	0.30日	

- (注) 1. 労務歩掛は、普通作業員(1日当たり稼働時間 8時間)を標準とする。
 2. TX-30, TP-35S, K-18M, K-20Mは、土木工事標準積算基準書(道路編)第2章①-6防雪柵現地張出し・収納工を適用する。

第3章 道路維持修繕工

① アスファルト注土工

1. アスファルト注土工

- (1) A s 注入実施後のタワミ測定を行い、タワミ量が0.4mm以上ある箇所については、原因を調査のうえ再注入を行う等の対応をする。
- (2) 削孔数
作業面積1㎡当りの削孔数は設計図面によるものとするが、0.25個/㎡程度を目安とする。
- (3) 注入量
作業面積1㎡当りの注入量（ディストリビュータ吐出量）は0.005t/㎡程度を目安とする。

② その他

1. オーバーレイ工事におけるレベリング

(1) レベリング層について

(イ) レベリング層は平均 1cm 程度とし舗設前に測量し数値を決定する。

(ロ) レベリング層の舗設は原則として表層あるいは基層と同時舗設とするが、わだち掘れの箇所、沈下の著しい箇所等で一層の舗設厚が厚くなる場合にはパッチング又は部分切削を施工したのち舗設するものとする。

(2) レベリング層の契約方法の統一について

(イ) 不陸状況が部分的に深掘れしているため、オーバーレイの舗設に先立って、その部分を別途不陸整正のための舗設をすることが適切な場合

図 面：箇所、面積を明示

設計書：不陸整正として計上、合材トン数契約

検 収：ボデー又は伝票により積算する

(ロ) 不陸状況が大きくなり、オーバーレイと同時に舗設する場合

図 面：オーバーレイ箇所、面積を明示

設計書：設計厚、面積を明示、面積契約

検 収：路面不陸状況に応じ 20～100m ピッチに横断をとり、不陸によるくい込み量を考慮する

(注) 1. 見積もり条件として、不陸によるくい込み量の概数を平均〇〇mと明示し、この数値に大幅な変動があった場合、別途協議する旨を条件明示する。(総括表に明示するものとする)

2. 当初発注時において、不陸によるくい込み量を想定出来ない場合(横断測量を行わなかった場合)は、条件明示において「設計厚で等厚に施工できるものとして見積もりされたい」旨を明示し、施工結果により変更できるようにしておくこと。

3. 2層のオーバーレイの場合、下層は上記2によるが表層は、通常のアスファルト舗装の積算、管理を行う。

4. 摩耗対策のためのオーバーレイの場合の設計厚については、不陸状況に応じ、2.5cm 又は 3cm のいずれかをとる。(わだち掘れの深い場合は設計厚を 2.5cm とし、浅い場合は 3cm とする)

2. 作業車を貸与する場合の経費 <県独自>

(1) 運転日及び供用日当たり標準運転時間 (T 及び t) は、歩掛で採用した標準機種と同じ値とする。

(2) 機械損料及び燃料消費量は、貸与作業車の値とする。

(3) 貸与作業車と歩掛で採用した標準機種の供用日当たり標準運転 (t) の違いが ± 20 % 以上ある場合は機械損料の補正を行うものとする。

(4) 標準歩掛のダンプトラックに替えて、作業車を無償貸与する場合、当該機械が付属装置 (クレーン、標識等) を備えていても、損料の対象は付属装置のない機種を計上する。

第4章 トンネル工

① トンネル工

1. 覆工の防水工

防水シートの規格は、次表を標準とする。

名称	規格
防水シート	防水シート (t=0.8 mm) 透水性緩衝材 (t=3 mm) 付

② 山岳トンネル工事における仮設備等の設計・積算上の取扱い

1. 設計に関する留意事項

山岳トンネル工事の仮設備等の設計に当たっては、粉じん濃度目標レベルが原則として $3\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下となるよう、適切な換気方式を選定するとともに、必要に応じ集じん装置の配置を計画する等必要な検討を行うこと。

- (1) 換気設計に当たっては、発生した粉じんの効果的な排出・希釈及び坑内全域における粉じん濃度の低減に配慮し、トンネル規模に応じた最も適した換気方式や換気装置※について検討すること。

※換気方式及び換気装置の選定においては、土木工事標準積算基準書等に記載の標準機種等にとらわれず、掘削断面、掘削延長、現場条件等を考慮し必要な換気方式及び換気装置を選定すること。

- (2) 集じん装置※の設計に当たっては、吸入性粉じんを含めた集じんの処理容量や捕集効率性等の集じん装置の能力及び粉じんの発生場所や送気口・吸気口の位置等を考慮した集じん装置の配置について検討すること。

※集じん装置の選定においては、土木工事標準積算基準書等に記載の標準機種にとらわれず、作業環境を考慮し必要となる機種規格を選定すること

- (3) 粉じんの発散を少なくするため、走行路の仮舗装、エアカーテン等の必要性について検討すること。
- (4) 中小断面の山岳トンネルのうち、粉じん濃度目標レベル $3\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下とすることが困難と考えられるものについては、できるだけ低い値を目標レベルとすること。

2. 積算等に関する留意事項

- (1) トンネル工事の発注に当たっては、粉じん濃度目標レベル以下とするための設計上の換気方式や換気量等の設計条件及び以下の事項を設計図書に明示すること。

<記載例>

トンネル工事の施工に当たっては、『すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン』に定める方法により、粉じん濃度を測定し、粉じん濃度目標レベル以下とするとともに、粉じん対策は請負者の責任において実施するものとする。

- (2) 山岳トンネル工事の新規発注に当たっては、「1. 事項」以下の呼吸用保護具費用※及び現場条件に応じた必要な費用を積算で適切に計上すること。

※<呼吸用保護具費用>について

ガイドラインにおいて、事業者は、坑内作業に労働者を従事させる場合には、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具を使用させることとしていることから、トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する有効な呼吸用保護具（電動ファン付粉じん用呼吸用保護具等）費用として、共通仮設費（安全費）に別途計上すること。

- (3) 時間的な制約等により、やむを得ず現在の「すい道工事等における換気技術指針（設計及び保守管理建設業労働災害防止協会）」に基づき設計及び発注する工事においては、着工前に請負に1. の事項の検討を行わせるものとし、当初設計に変更が生じた場合は、契約変更時に必要な費用※を適切に計上すること。
- (4) すでに着工中の工事においては、粉じん濃度の測定を指示し、その効果が粉じん濃度目標レベルを超えており必要な措置を講じた場合は、契約変更時に必要な費用※を適切に計上すること。

※契約変更時等に計上する必要な費用とは、換気装置及び集じん装置の他、次の粉じん発散防止設備等の費用とし、必要に応じ計上するものとする。

- ①土砂及び岩石を湿潤な状態に保つための設備
- ②建設機械等の走行による二次粉じん発散防止のための簡易舗装や散水等設備
- ③粉じんの拡散防止のためのエアカーテン等設備

- (5) 換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定費用は、共通仮設費率「安全費」、「⑧粉じん作業の予防に要する費用」に含むものとする。

第5章 橋梁上部工

① 製作費 <県独自>

副資材費、直接労務費は否、H T B、排水桝などの製品重量を除いた製作に係る総重量を対象として次により算出する。

副資材費＝製作重量×単価

直接労務費＝製作工数×単価

② 鋼橋製作工

1. 鋼橋上部工製作鋼重のとりまとめ方

鋼重・材片数等のとりまとめは、「鋼道路橋数量集計マニュアル（案）[改訂]令和5年3月」に基づき集計するものとする。

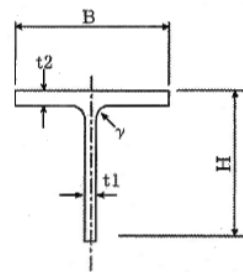
なお、エキストラの積上が必要な場合は、エキストラ対象の鋼重を考慮し、とりまとめる。

2. C T 鋼

1) 橋梁用C T形鋼のシリーズは下表を基準とする。

C T形鋼（橋梁用）

標準断面寸法				素形材 H 形 鋼 (シリーズ)	備考
H×B	t1	t2	γ		
95×152	8	8	8	200	
118×176	8	8	13	250	
119×177	9	9	13	250	
118×178	10	8	13	250	
118×249	8	8	13	250	
142×200	8	8	13	300	
144×204	12	10	13	300	
165×251	10	10	13	350	



2) 橋梁用C T形鋼の単価の算出については下記によるものとする。

単価＝[橋梁用H形鋼実勢価格]＋[規格エキストラ]＋[加工エキストラ(C T鋼エキストラ)]＋[サイズエキストラ]

(注) 月積み契約鉄鋼販売価格は物価資料の平均単価とする、又、エキストラについても同様とする。

・計算例 (C T鋼 9 5 × 1 5 2 × 8 × 8 の場合)

(橋梁用H形鋼)	(SM400A)	(175~250シリーズ)	(サイズ)	
95,000	+	3,500	+	16,000
		T ≤ 38mm		+
				1,000
				=
				115,500 円 / t
				(H28.7 の例)

3. 側道橋製作費

製作歩掛

(注)床版型枠にスラブプレートを使用する場合は物価資料によるものとする。

種 別	① 工 数 適 用 歩 掛	高 欄 工 ② 工 数 適 用 歩 掛
主桁にH形鋼を使用する場合	H 形 鋼 橋 梁	鋼 橋 製 作 費 (単独で発注する場合)
主桁（H形鋼）が横断歩道橋の標準設計のH形と同一又は類似の場合	横 断 歩 道 橋 製 作 費	横 断 歩 道 橋 製 作 費
主桁に製作桁を使用する場合	鋼 橋 製 作 費	鋼 橋 製 作 費
主桁は製作桁である横断歩道橋の標準設計のI型C型と同一又は類似の場合	横 断 歩 道 橋 製 作 費	横 断 歩 道 橋 製 作 費

4. 道路橋検査路

「道路橋検査路設置要領（案）（平成18年3月）」に基づく検査路の積算は鋼橋製作工の検査路標準工数に、以下の補正率を乗じるものとする。

		標準工数補正率
検査路	手すり高；0.75m	0.719
	〃 1.10m	0.711

5. 鋼橋上部工工事の高力ボルト及びゴム支承の積算について

鋼橋上部工工事の高力ボルト及びゴム支承の積算については下記の通りとする。

- ・材料費は製作に計上（一般管理費のみ対象）
- ・輸送費は計上しない（現着単価のため）

③ 鋼橋輸送

鋼桁発注方法

製作及び輸送以降を含んで発注することを原則とする。また、この場合は次表により処理するものとする。また、やむをえず桁製作のみを発注する場合には、桁製作請負者に輸送を後日随意契約することと、この際の輸送費は桁製作請負者の工場うち最も経済的な工場を対象（ただし、最遠地は次表による）にすることを明示する。

橋梁形式	当初設計での輸送起点	変更処理	現場条件明示例 (特記仕様書)
橋梁一般	第Ⅳ編 道路 第7章 橋梁工 ① 橋梁製作工 5. 桁輸送費による	最遠地を左記により決定し請負業者がその地点からの輸送費より経済的になる地域に工場を所有する場合はその工場所在地とする。	輸送の基点は〇〇として見積もってください。落札者が最寄りの工場を所有する場合は設計変更します。
簡易橋梁（H形鋼橋梁、横断歩道橋、側道橋等）	秋田市	最遠地を秋田市とし請負業者が秋田市より近い地域に工場を所有する場合はその工場所在地とする。	輸送の基点は秋田市として見積もってください。落札者が最寄りの工場を所有する場合は設計変更します。

④ 橋梁塗装工

1. 鋼橋塗装（新橋）

鋼橋塗装（新橋）については、公益社団法人日本道路協会「鋼道路橋防食便覧（H26.3）」を参照のこと。

⑤ 鋼橋架設工

1. 登り栈橋

登り栈橋を計上する趣旨は、作業場所への昇降、資材等の運搬路等として使用されるものであり、足場工が設置されれば両側より足場を利用しての作業場所への移動、資材運搬等は可能であるが、橋長が長い場合において、その中間に搬路等の目的として設置するものである。

従って、水面上及び谷間等において設置不可能なものについては設置しないものとする。

⑥ ポストテンション桁製作工

1. ポストテンション桁製作工

桁製作の型枠使用日数

同一橋梁の主桁製作を分割発注する場合（年度をまたぐ場合も含む）の型枠使用回数は分割発注のそれぞれの工事の工期が重複しない限り、1 橋全体の製作主桁本数及び全体工期を勘案して決めるものとする。

⑦ 橋梁排水管設置工

1. 橋梁用排水工

橋梁の排水工（枿、排水管、取付バンド）が単独発注となる場合の積算は次によるものとする。

（1）製作費

（イ）排水枿 … 実施単価表、物価資料、市況調査、見積り

（ロ）排水管（排水管、取付バンド） … （イ）と同様

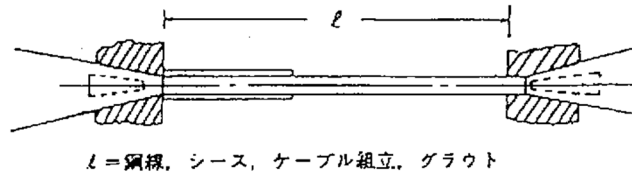
（2）設置費

土木工事標準積算基準書（道路編）第Ⅳ編「道路」第7章「橋梁工」⑩「橋梁排水管設置工」による。

⑧ その他

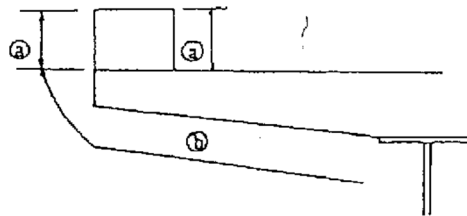
1. PC鋼線及びシース

PC鋼線の設計上質量は、定着具内面間の実延長分（ ℓ ）とし、切断口およびつかみ代等をあわせて土木工事標準積算基準書（道路編）第IV編「道路」第7章「橋梁工」により補正して計上するものとするが、補正分のスクラップ控除はしないものとする。



2. 床版工（地覆）

鋼橋床版工における地覆の積算上の区分は下記による。



地覆①の型枠は、鉄筋構造物として計上する。
床版②の型枠は、床版部として計上する。

資 料 編

- 1. 床版補強工（シール工、注入工）・・・・・・・・・・資料－ 1
 - （1）増桁架設工法（シール材、注入材質量）・・・・・・・・・・資料－ 1

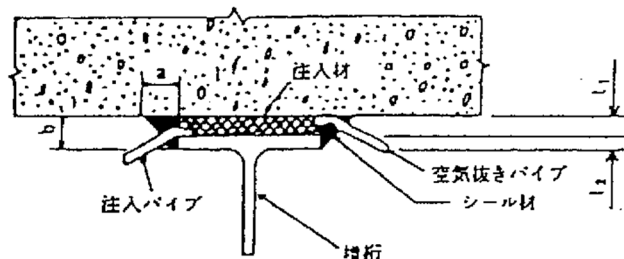
(白紙)

1. 床版補強工（シーリング工、注入工）

（1）増桁架設工法（シーリング材、注入材質量）

（イ）標準寸法

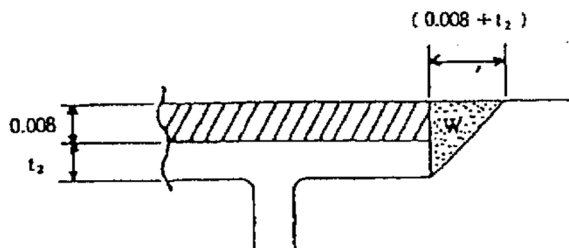
増桁架設工法におけるシーリング材、注入材質量は、下図に基づいて算出することを標準とする。



$$\left\{ \begin{array}{l} t_1 = (\text{注入厚}) = 8 \text{ mm} \\ t_2 = (\text{増桁フランジ厚}) \\ a : b = 1 : 1 \end{array} \right.$$

図-2 増桁架設工法標準断面

算出根拠



$$W = \frac{1}{2} (0.008 + t_2) \times (0.008 + t_2) \times l \times r_1$$

（ロ）シーリング材の質量は、次式により算出する。

$$\text{総質量} W = 800 \times (0.008 + t_2)^2 \times \ell$$

ただし t_2 : 増桁フランジ厚 (m)、 ℓ : 増桁回り延長 (m)

（ハ）注入材質量

注入材の質量は、次式により算出する。

$$\text{総質量} G = (\text{増桁上フランジ面積 (m}^2\text{)}) \times 9.04$$

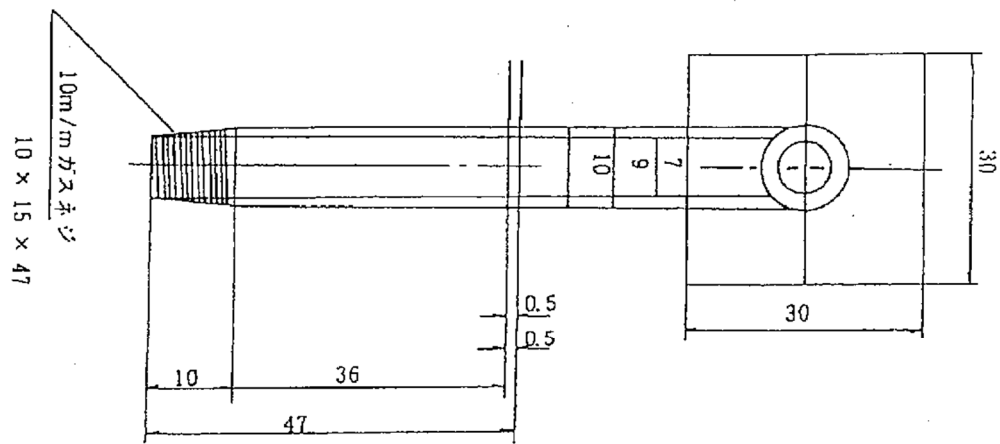
（注）シーリング材比重 : $1,600 \text{ kg/m}^3$ 、注入対比重 : $1,130 \text{ kg/m}^3$ として計算した値を示したものである。

$$G = (\text{面積}) \times 0.008 \times r_2$$

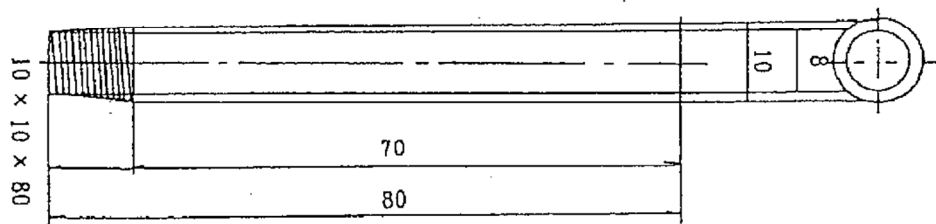
(厚)

$$(r_2 = 1,600 \text{ kg/m}^3 \quad r_2 = 1,130 \text{ kg/m}^3)$$

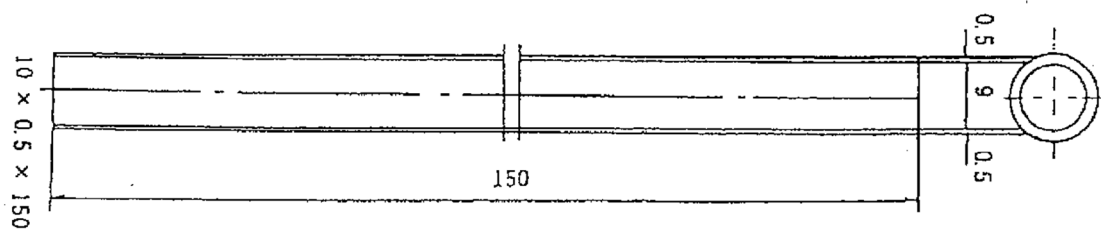
〔参考〕 注入、エア抜パイプの形状寸法の一例
 鋼板接着工、注入パイプ



エア抜パイプ



増桁架設工、注入エア抜パイプ



掛 步 準 標 工 事 地 綠 園 公

(白紙)

目 次

I	基盤整備	1
1	敷地造成工	1
1-1	適用範囲	1
1-2	整地工	1
1-2-1	トラクター土工	1
2	擁壁工	3
2-1	適用範囲	3
2-2	コンクリートブロック工	3
2-2-1	コンクリートブロック（空洞ブロック）積	3
2-3	石積工	4
2-3-1	崩れ積及び面積	4
2-3-2	小端積	6
2-3-3	雑割石－空石積	7
2-3-4	雑割石－練石積	8
2-3-5	雑割石－空石張	10
2-3-6	雑割石－練石張	11
2-3-7	雑石－空石積	12
2-3-8	雑石－練石積	13
2-3-9	雑石－空石張	15
2-3-10	雑石－練石張	16
2-3-11	割石積	17
2-3-12	胴込・裏込コンクリート投入打設	18
II	施設整備	20
1	給水設備工	20
1-1	適用範囲	20
1-2	水栓類取付工	20
1-3	給水管路工	21
1-3-1	給水管	21
2	雨水排水設備工	23
2-1	適用範囲	23
2-2	施工フロー	23
2-3	側溝工	23
2-3-1	プレキャストL方側溝及びV型側溝工	23
2-4	管渠工	24
2-4-1	公園管渠	24
2-5	集水桝・マンホール工	25
3	汚水排水設備工	28
3-1	適用範囲	28
3-2	汚水桝・マンホール工	28
3-2-1	インバート上塗り	28

4	園路広場整備工	29
4-1	適用範囲	29
4-2	土系舗装工	29
4-2-1	混合	29
4-3	レンガ・タイル系舗装工	30
4-3-1	レンガ舗装	30
4-4	石系舗装工	31
4-4-1	ごろた石張舗装	31
4-4-2	小舗石舗装	32
4-5	園路縁石工	33
4-5-1	レンガ縁石	33
4-5-2	石材縁石	35
5	修景施設整備工	37
5-1	適用範囲	37
5-2	石組工	37
5-2-1	石組・景石	37
6	サービス施設整備工	40
6-1	適用範囲	40
6-2	ベンチ・テーブル工	40
6-2-1	ベンチ・スツール	40
7	施設仕上げ工	41
7-1	適用範囲	41
7-2	加工仕上げ工	41
7-2-1	コンクリート加工仕上げ	41
7-3	左官仕上げ工	41
7-3-1	化粧目地切	41
7-3-2	コンクリート仕上げ	42
7-3-3	モルタル仕上げ	42

I 基盤整備

1 敷地造成工

1-1 適用範囲

本資料は、公園緑地工事における敷地造成に適用する。

1-2 整地工

1-2-1 トラクター土工

(1) 施工歩掛

公園工事用小型機械

トラクター（1 t 級）

1 時間当たり作業量（V t）の算定式は次の通りとする。

$$V t = \frac{60 \cdot W \cdot V \cdot E}{N} \quad (\text{m}^2/\text{h})$$

W：平均幅員（m）

V：平均速度（m/min）

E：作業効率

N：作業回数

(2) 1 時間当りの作業量

表 1.1 W・V・E・N標準数値

作 業	W (m)	V (m/min)	E		N	摘 要
			砂、砂質土	礫質土、粘性土		
耕 起	1.60	24.3	0.80	0.70	2	
砕土・整地	1.90	28.8			2	オフセットディスクハロー
肥 料 散 布	1.80	41.1	1.00	1.00	1	ブロードキャスター ライムソワー
播 種	1.80	24.3			1	ブロードキャスター

表 1.2 小型機械土工（トラクター）歩掛（m²当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
トラクター運転	1 t 級	h		1 / V t

表 1.3 小型機械土工（トラクター）単価表（㎡当り）（WB610310）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
トラクター運転	1 t 級	h		1 / V t 表 1.2
諸 雑 費		式	1	
計				

表 1.4 トラクター運転単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
軽 油		ℓ	2.6	
特殊作業員		人	0.2	
機 械 損 料		h	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

2 擁壁工

2-1 適用範囲

本資料は、公園工事におけるコンクリートブロック工及び石積工に適用する。

2-2 コンクリートブロック工

2-2-1 コンクリートブロック（空洞ブロック）積

(1) 施工歩掛

建築用空洞ブロック（B種）積の施工歩掛は次表を標準とする。

表 2.1 コンクリートブロック（空洞ブロック）積工歩掛表（1 m²当り）

名 称	規 格	単 位	数 量			備 考
			100mm	120mm	150mm	
建築用空洞ブロック	390×190（B種）	個	13	13	13	
セ メ ン ト		kg	13.1	16.6	24.2	
砂	細目	m ³	0.03	0.03	0.05	
鉄 筋		kg	3.7	3.7	3.7	
建 築 ブ ロ ッ ク 工		人	0.12	0.13	0.14	
普 通 作 業 員		〃	0.05	0.06	0.08	

(注) 1. 片面のみ目地等の仕上げをする場合は、建築ブロック工を 0.025 人/m²、両面とも目地等の仕上げをする場合は、建築ブロック工を 0.05 人/m²加算する。

2. 鉄筋加工組立は、上記労務費に含まれる。標準的には縦横とも D-10@400 とし、その場合の数量は 3.7kg/m²とする。

3. 小運搬距離は、20m程度とする。

(2) 単価表

コンクリートブロック（空洞ブロック）積 1 m²当り単価表（WC698300）

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
建築用空洞ブロック	390×190（B種）	個		表 2.1
セ メ ン ト		kg		〃
砂	細目	m ³		〃
鉄 筋		kg		〃
建 築 ブ ロ ッ ク 工		人		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

2-3 石積工

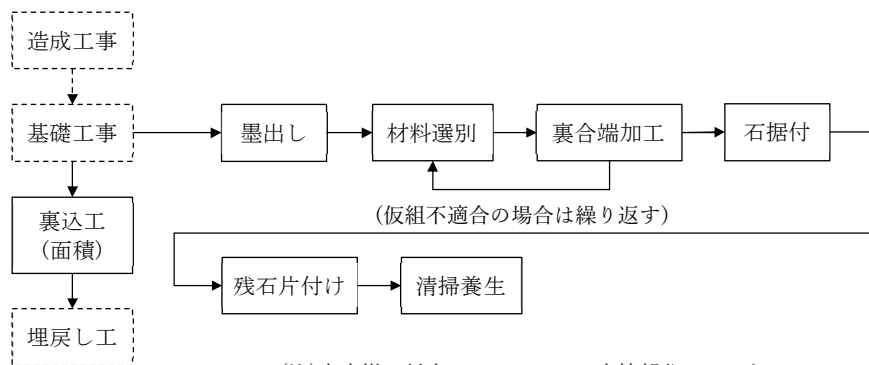
2-3-1 崩れ積及び面積

(1)適用範囲

本資料は、野面石を修景的配慮を加えながら(崩れ積・面積を含む)施工を行う石積工に適用する。

(2)施工フロー

施工フローは下図の通りとする。



(3)施工歩掛

崩れ積・面積(野面石修景積) 施工歩掛は次表を標準とする。

①野面石修景積工

表 2.2 野面石修景積工歩掛表 (10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
世 話 役		人	1.0	
石 工		〃	1.9	
普通作業員		〃	2.8	

(注) 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。

表 2.3 野面石使用量 (10 m²当り)

材 料	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量
野 面 石	φ 300～1000mm	個	40

(注) 特殊な形状、施工方法等の場合は、別途考慮する。

②胴込・裏込コンクリート投入打設

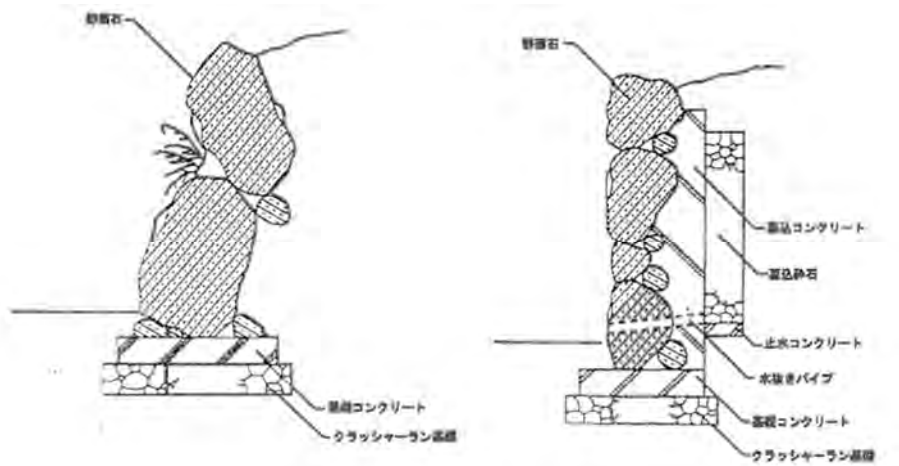
胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛は、「2-3-12 胴込・裏込コンクリート投入打設」による。

(4) 単価表

崩れ積及び面積 10 m² 当り 単価表 (WC690800、WC690900)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 2. 2
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
野 面 石		個		表 2. 3
諸 雑 費		式	1	
計				

(参考図)



2-3-2 小端積

(1)適用範囲

本資料は、割小端石による割小端積に適用する。

(2)施工歩掛

割小端積の施工歩掛は次表を標準とする。

表 2.4 割小端積工歩掛表 (10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.7	
石 工		〃	7.0	
普通作業員		〃	6.0	
諸 雑 費		%	2	(注) 3

- (注) 1. 仕上がり厚 90mm、目地幅 10mm 程度 (深目地 3～5mm) の場合である。
 2. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 諸雑費は、張付けモルタルの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

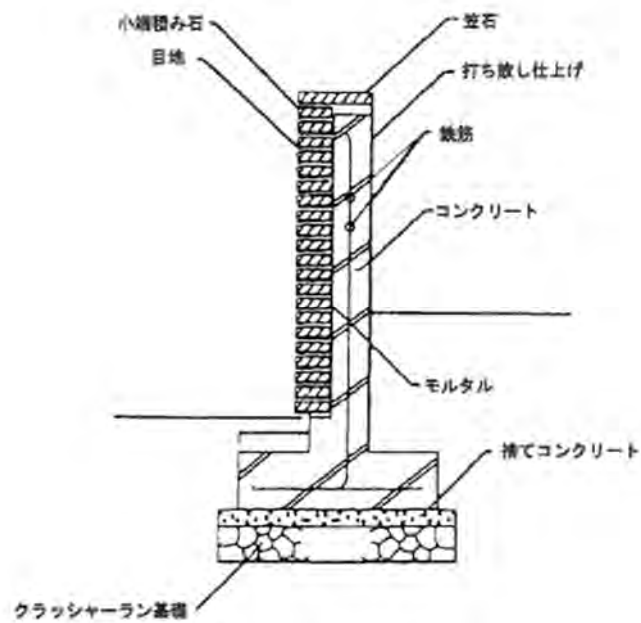
(3)単価表

割小端積 10 m²当り単価表 (WC691000)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 2.4
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
小 端 積 石	大きさ 300×74mm 程度 厚 20～35mm 程度	m ²	10	
諸 雑 費		式	1	表 2.4
計				

(注) 掘削等は擁壁本体で計上する。

(参考図)



2-3-3 雑割石—空石積

(1)適用範囲

本資料は、雑割石による空石積に適用する。

(2)施工歩掛

雑割石の裏込栗石を使用して施工する空石積（法勾配1割未満）の施工歩掛は次表を標準とする。

表 2.5 雑割石（控え 350mm）による空石積工歩掛表 （10 m²当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.4	
石 工		〃	1.7	
普通作業員		〃	3.6	
諸 雑 費		%	4	(注) 3

- (注) 1. 布積み及び谷積みに使用する。
 2. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 諸雑費は、胴込・裏込栗石（碎石）の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額として計上する。

表 2.6 雑割石使用量 （10 m²当り）

材 料	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量
雑 割 石	控え 350mm	個	130

(3) 単価表

雑割石による空石積 10 m²当り単価表 (WC691100)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 2.5
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑 割 石	控え 350mm	個		表 2.6
諸 雑 費		式	1	表 2.5
計				

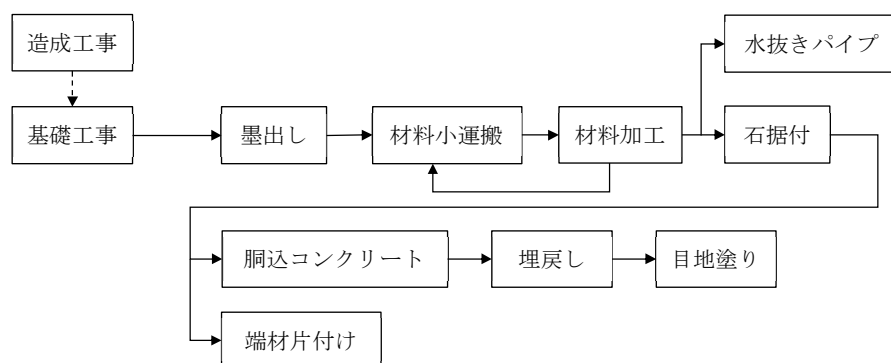
2-3-4 雑割石一練石積

(1) 適用範囲

本資料は、雑割石による練石積に適用する。

(2) 施工フロー

施工フローは下図の通りとする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(3) 施工歩掛

雑割石の胴込コンクリートを使用して施工する練石積（法勾配 1 割未満）の施工歩掛は次表を標準とする。

① 雑割石による練石積工

表 2.7 雑割石（控え 350mm）による練石積工歩掛表 （10 m²当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.4	
石 工		〃	1.5	
普通作業員		〃	3.6	

- (注)
1. 布積み及び谷積みに使用する。
 2. 運搬距離は 20m 程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 原則として空目地とする。目地を塗る場合は別途考慮する。

表 2.8 雑割石使用量 (10 m²当り)

材 料	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量
雑 割 石	控え 350mm	個	130

②胴込・裏込コンクリート投入打設

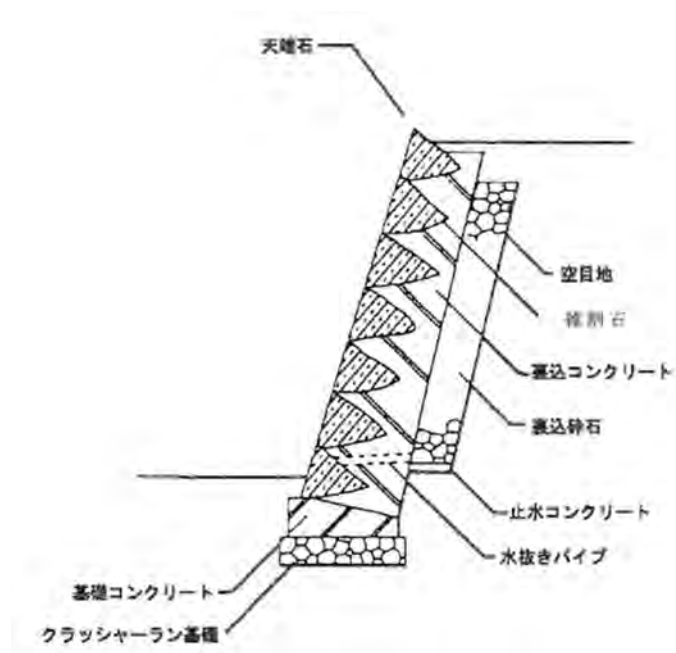
胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛は、「2-3-12 胴込・裏込コンクリート投入打設」による。

(4) 単価表

雑割石による練石積 10 m²当り単価表 (WC691200)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 2.7
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑 割 石	控え 350mm	個		表 2.8
諸 雑 費		式	1	
計				

(参考図)



2-3-5 雑割石—空石張

(1)適用範囲

本資料は、雑割石による空石張に適用する。

(2)施工歩掛

雑割石の裏込栗石を使用して施工する空石張（法勾配 1 割以上）の施工歩掛は次表を標準とする。

表 2.9 雑割石（控え 350mm）による空石張工歩掛表（10 m²当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.4	
石 工		〃	1.5	
普通作業員		〃	3.2	
諸 雑 費		%	5	(注) 3

- (注) 1. 布積み及び谷積みに使用する。
 2. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 諸雑費は、胴込・裏込栗石（碎石）の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額として計上する。

表 2.10 雑割石使用量（10 m²当り）

材 料	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量
雑 割 石	控え 350mm	個	130

(3)単価表

雑割石による空石張 10 m²当り単価表 (WC691300)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 2.9
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑 割 石	控え 350mm	個		表 2.10
諸 雑 費		式	1	表 2.9
計				

2-3-6 雑割石—練石張

(1)適用範囲

本資料は、雑割石による練石張に適用する。

(2)施工歩掛

雑割石の胴込コンクリートを使用して施工する練石張（法勾配1割以上）の施工歩掛は次表を標準とする。

①雑割石による練石張工

表 2.11 雑割石（控え 350mm）による練石張工歩掛表（10 m²当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.4	
石 工		〃	1.3	
普通作業員		〃	3.2	

- (注) 1. 布積み及び谷積みに使用する。
2. 運搬距離は 20m 程度の人力による小運搬距離を含む。

表 2.12 雑割石使用量（10 m²当り）

材 料	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量
雑 割 石	控え 350mm	個	130

②胴込・裏込コンクリート投入打設

胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛は、「2-3-12 胴込・裏込コンクリート投入打設」による。

(3)単価表

雑割石による練石張 10 m²当り単価表 (WC691400)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 2.11
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑 割 石	控え 350mm	個		表 2.12
諸 雑 費		式	1	
計				

2-3-7 雑石—空石積

(1)適用範囲

本資料は、雑石による空石積に適用する。

(2)施工歩掛

雑石の裏込栗石を使用して施工する空石積（法勾配 1 割未満）の施工歩掛は次表を標準とする。

表 2.13 雑石による空石積施工歩掛 （10 m²当り）

名 称	規 格	単 位	数 量			摘 要
			控 え 300mm	控 え 350mm	控 え 400mm	
世 話 役		人	0.4	0.4	0.4	
石 工		〃	1.2	1.3	1.6	
普通作業員		〃	2.8	3.3	3.8	
諸 雑 費		%	3	4	3	(注) 3

- (注) 1. 布積み及び谷積みに使用する。
 2. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 諸雑費は、胴込・裏込栗石（碎石）の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額として計上する。

表 2.14 雑石使用量 （10 m²当り）

材 料	単 位	数 量		
		控え 300mm	控え 350mm	控え 400mm
雑 石	個	210	160	140

(3)単価表

雑石による空石積 10 m²当り単価表（WC691500）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 2.13
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑 石	控え〇〇mm	個		表 2.14
諸 雑 費		式	1	表 2.13
計				

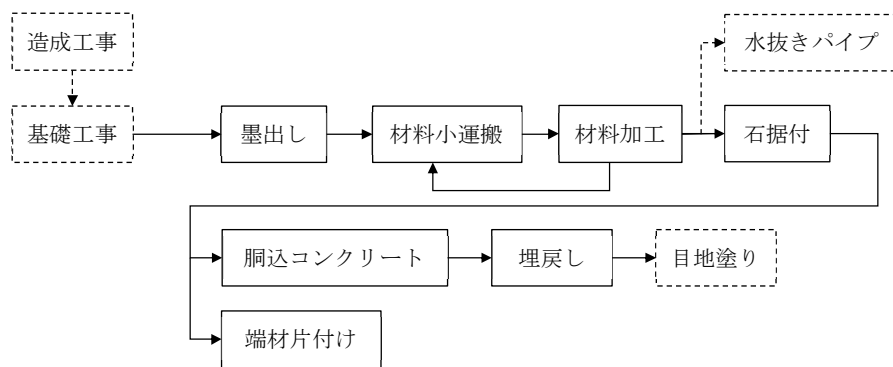
2-3-8 雑石—練石積

(1)適用範囲

本資料は、雑石による練石積に適用する。

(2)施工フロー

施工フローは下図の通りとする。



(注)本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(3)施工歩掛

雑石の胴込コンクリートを使用して施工する練石積（法勾配1割未満）の施工歩掛は次表を標準とする。

①雑石による練石積工

表 2.15 雑石による練石積施工歩掛 (10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量			摘 要
			控 え 300mm	控 え 350mm	控 え 400mm	
世 話 役		人	0.4	0.4	0.4	
石 工		〃	1.1	1.2	1.5	
普通作業員		〃	2.8	3.3	3.8	

- (注) 1. 布積み及び谷積みに使用する。
 2. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 原則として空目地とする。目地を塗る場合は別途考慮する。

表 2.16 雑石使用量 (10 m²当り)

材 料	単 位	数 量		
		控 え 300mm	控 え 350mm	控 え 400mm
雑 石	個	210	160	140

②胴込・裏込コンクリート投入打設

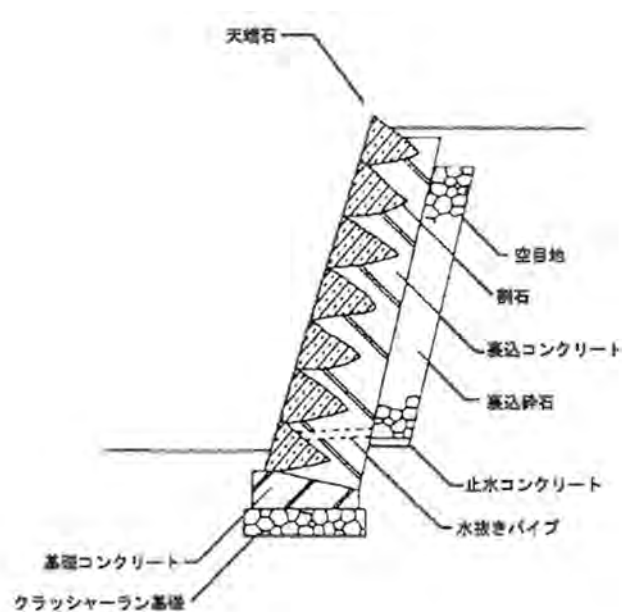
胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛は、「2-3-12 胴込・裏込コンクリート投入打設」による。

(4) 単価表

雑石による練石積 10 m² 当り単価表 (WC691600)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 2. 15
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑 石	控え〇〇mm	個		表 2. 16
諸 雑 費		式	1	
計				

(参考図)



2-3-9 雑石—空石張

(1)適用範囲

本資料は、雑石による空石張に適用する。

(2)施工歩掛

雑石の裏込栗石を使用して施工する空石張（法勾配 1 割以上）の施工歩掛は次表を標準とする。

表 2.17 雑石による空石張工歩掛表 （10 m²当り）

名 称	規 格	単 位	数 量			摘 要
			控 え 300mm	控 え 350mm	控 え 400mm	
世 話 役		人	0.4	0.4	0.4	
石 工		〃	1.1	1.2	1.5	
普通作業員		〃	2.5	2.9	3.4	
諸 雑 費		%	3	4	4	(注) 3

- (注) 1. 布積み及び谷積みに使用する。
 2. 運搬距離は 20m 程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 諸雑費は、胴込・裏込栗石（碎石）の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表 2.18 雑石使用量 （10 m²当り）

材 料	単 位	数 量		
		控 え 300mm	控 え 350mm	控 え 400mm
雑 石	個	210	160	140

(3)単価表

雑石による空石張 10 m²当り単価表（WC691700）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 2.17
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑 石	控え〇〇mm	個		表 2.18
諸 雑 費		式	1	表 2.17
計				

2-3-10 雑石－練石張

(1)適用範囲

本資料は、雑石による練石張に適用する。

(2)施工歩掛

雑石の胴込コンクリートを使用して施工する練石張（法勾配1割以上）の施工歩掛は次表を標準とする。

①雑石による練石張工

表 2.19 雑石による練石張工歩掛表（10 m²当り）

名 称	規 格	単 位	数 量			摘 要
			控え 300mm	控え 350mm	控え 400mm	
世 話 役		人	0.4	0.4	0.4	
石 工		〃	1.0	1.1	1.3	
普通作業員		〃	2.5	2.9	3.4	

- (注) 1. 布積み及び谷積みに使用する。
2. 運搬距離20m程度の人力による小運搬距離を含む。

表 2.20 雑石使用量（10 m²当り）

材 料	単 位	数 量		
		控え 300mm	控え 350mm	控え 400mm
雑 割 石	個	210	160	140

②胴込・裏込コンクリート投入打設

胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛は、「2-3-12 胴込・裏込コンクリート投入打設」による。

(3)単価表

雑石による練石張 10 m²当り単価表（WC691800）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 2.19
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
雑 石	控え〇〇mm	個		表 2.20
諸 雑 費		式	1	
計				

2-3-11 割石積

(1)適用範囲

本資料は、割石にて横目地をきれいに通した石積（法勾配1割未満）で、胴込コンクリートを使用して施工する本布積作業に適用する。

(2)施工歩掛

割石を用いた本布積の施工歩掛は次表を標準とする。

①割石による本布積工

表 2.21 割石による本布積工歩掛表 (10 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	0.5	
石 工		〃	3.1	
普通作業員		〃	5.2	

(注) 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。

表 2.22 割石使用量 (10 m²当り)

材 料	単 位	数 量
割 石	個	130

②胴込・裏込コンクリート投入打設

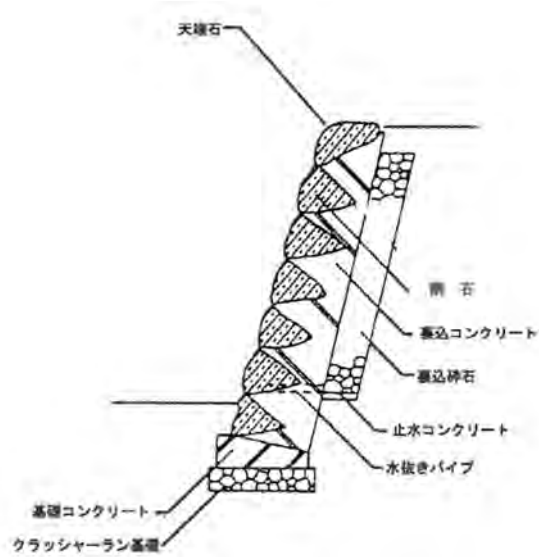
胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛は、「2-3-12 胴込・裏込コンクリート投入打設」による。

(3)単価表

割石による本布積 10 m²当り単価表 (WC691900)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 2.21
石 工		〃		〃
普通作業員		〃		〃
割 石		個		表 2.22
諸 雑 費		式	1	
計				

(参考図)



2-3-12 胴込・裏込コンクリート投入打設

(1)適用範囲

本資料は、練石積及び練石張における胴込・裏込コンクリート打設に適用する。

(2)施工歩掛

胴込・裏込コンクリートの投入打設歩掛は次表を標準とする。

練石積における胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛

表 2.23 胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛表 (10m³当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			練石積	練石張	
特殊作業員		人	1.3	1.5	
普通作業員		〃	1.8	1.9	
諸 雑 費		%	12	6	(注) 1
計					

- (注) 1. 諸雑費はコンクリートバケット、パイプレータ、型枠等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限とする。
 2. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。
 3. 現場打基礎コンクリート及び現場打天端コンクリートは、「秋田県土木工事標準積算基準書第Ⅱ編 第2章③コンクリートブロック積(張)工」による。
 4. 胴込コンクリート量は、雑割石の場合は面積に控長の1/2乗じたものとする。

胴込・裏込コンクリート投入量

胴込・裏込コンクリート投入量は、次式による。

投入量＝設計量×（1＋K）…………… 式 2. 1

K：ロス率

表 2. 24 ロス率

材 料	単 位	ロス率
コンクリート	m ³	+0. 17

(3)単価表

胴込・裏込コンクリート 10m³当り単価表 (WC691950)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特殊作業員		人		表 2. 23
普通作業員		〃		〃
コンクリート		m ³	11. 7	表 2. 24 式 2. 1
諸 雑 費		式	1	表 2. 23
計				

Ⅱ 施設整備

1 給水設備工

1-1 適用範囲

本資料は、公園工事における水栓類取付工、給水管路工に適用する。

1-2 水栓類取付工

(1) 施工歩掛

水栓類取付工の歩掛は次表を標準とする。

表 1.1 水栓類取付工歩掛表 (1 個当り)

名 称	単位	口 径		
		15	20	25
各 種 水 栓	個	1.0		
配管工 (各種水栓)	人	0.07	0.08	0.09
散水栓 (箱共)	個	1.0		
配管工 (箱共)	人	0.35	0.35	

- (注) 1. 新規散水栓 (箱共) を設置する場合は、散水栓 (箱共) と配管工 (散水栓 (箱共)) を適用する。
 2. 既存の箱内に散水栓を設置する場合は、各種散水栓と配管工 (各種散水栓) を適用する。
 3. 箱内に 2 個以上の水栓を設置する場合は別途考慮する。

(2) 単価表

水栓類取付工 1 個当り単価表 (WB610410)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
各 種 水 栓		個		表 1.1
配 管 工		人		〃
散水栓 (箱共)		個		表 1.1 必要により計上
配 管 工		人		〃 〃
諸 雑 費		式	1	
計				

1-3 給水管路工

1-3-1 給水管

(1) 施工歩掛

給水用の鋼管及び硬質ポリ塩化ビニール管の布設歩掛は次表を標準とする。

① 水道用鋼管布設（人力吊込み布設）

表 1.2 水道用鋼管布設（人力吊込み布設）歩掛表 （100m 当り）

内径（mm）	屋外配管 配管工（人）	屋内配管（給水、排水、通気） 配管工（人）
1/2 インチ（15）	6.7	10.7
3/4 （20）	7.6	12.0
1 （25）	9.3	14.8
1・1/4 （32）	11.4	18.1
1・1/2 （40）	12.5	19.9
2 （50）	15.7	25.0
2・1/2 （65）	20.5	32.5
3 （80）	23.2	36.8
4 （100）	30.3	48.1
5 （125）	35.9	56.9
6 （150）	43.6	69.2

- （注） 1. 本表の屋内工事の歩掛は、高架（高置）水そう等の配管に適用する。
 2. 屋外配管
 (1) ねじ立て接合、弁取付け（制水弁を除く）、小運搬及び水圧試験を含む。
 (2) 床掘及び埋戻しは、含まない。
 3. 屋内配管
 (1) ねじ立て接合、支持金物取付け、弁取付け、小運搬及び水圧試験含む。
 4. 本表の小運搬の距離は、20m 程度とする。
 5. 材料の割増率は屋外 5 %、屋内 10 % とする。

表 1.3 水道用鋼管継手材料

材 料	屋 外	屋 内
塩化ビニルライニング鋼管	材料費の 35 %	材料費の 90 %
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	材料費の 55 %	材料費の 110 %

②水道用硬質ポリ塩化ビニル管布設（屋外給水用）

表 1.4 水道用硬質ポリ塩化ビニル管布設（屋外給水用）歩掛 （1m当り）

内径（mm）	配管工（人）	内径（mm）	配管工（人）
15	0.032	40	0.071
20	0.043	50	0.090
25	0.052	65	0.114
30	0.055	75	0.133

- （注） 1. 本表は、接合、小運搬及び水圧試験を含むが、土工工事は含まない。
 2. 本表の小運搬の距離は、約 20mとする。
 3. 材料の割増率は 5 %とする。弁材料は別途計上する。

表 1.5 水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手材料

材 料	屋 外	屋 内
硬質ポリ塩化ビニル管	材料費の 25%	材料費の 55%

(2) 単価表

①水道用鋼管布設 100m当り単価表（WB610390）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
水 道 用 鋼 管		m		必要に応じて継手材料含む 表 1.2 表 1.3
配 管 工		人		表 1.2
諸 雑 費		式	1	
計				
1m当り				

②水道用硬質ポリ塩化ビニル管布設 1m当り布設単価表（WB610400）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
水道用硬質ポリ 塩化ビニル管		m		必要に応じて継手材料含む 表 1.4 表 1.5
配 管 工		人		表 1.4
諸 雑 費		式	1	
計				

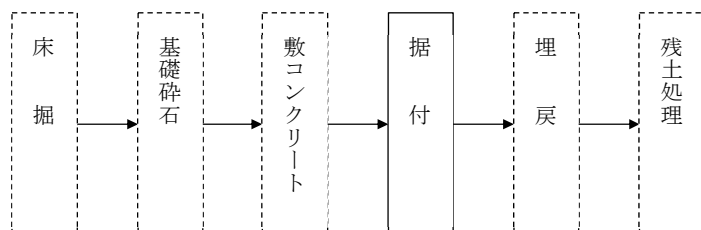
2 雨水排水設備工

2-1 適用範囲

本資料は、公園工事における側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工に適用する。

2-2 施工フロー

施工フローは下図の通りとする。



2-3 側溝工

2-3-1 プレキャストL型側溝及びV型側溝

(1) 施工歩掛

プレキャストL型側溝及びV型側溝の据付歩掛は次表を標準とする。

表 2.1 プレキャストL型側溝及びV型側溝据付歩掛表 (10m当り)

1 個当たり長さ (m)		0.6m/個		備考
名 称	規 格	単位	数量	
世 話 役		人	0.3	
特 殊 作 業 員		〃	0.1	
普 通 作 業 員		〃	0.9	
バ ッ ク ホ ウ (クレーン機能付) 運転	排出ガス対策型クローラ型山積 0.45m ³ 2.9t 吊	h	1.2	
基 礎 砕 石 費		%	22	(注) 3
諸 雑 費		%	12	〃

(注) 1. 歩掛は、運搬距離 30m 程度までの小運搬を含むものであり、床掘、埋戻し、残土処理は含まない。

2. バックホウ (クレーン機能付) の規格は、排出ガス対策型 (第 2 次基準値) ・クローラ型山積 0.45m³ 2.9t 吊りとする。

3. 基礎砕石費及び諸雑費は、労務費及びバックホウ (クレーン機能付) 運転経費の合計額に、上表の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、基礎砕石費及び諸雑費に含まれる内容は次のとおりである。

[基礎砕石費] 敷設・転圧労務、材料投入・締固め機械運転経費、砕石等材料費

[諸 雑 費] コンクリートカット運転、目地モルタル、敷モルタル、プレキャストL型及びV型側溝損失分の費用、カットブレードの損耗費等

4. 基礎砕石の敷均し厚は、20cm 以下を標準としており、これにより難しい場合は別途計上する。

5. 基礎砕石費は、材料の種別・規格に関わらず適用できる。

6. 再使用する場合の撤去歩掛は、布設歩掛 (基礎砕石費率は除く) の 50% とする。

7. コンクリートが必要な場合は、「秋田県土木工事標準積算基準書 第Ⅱ編 第4章① コンクリート工」による。

(2) 単価表

プレキャストL型側溝及びV型側溝据付 10m当り単価表 (WC698500)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
○ 型 ブ ロ ッ ク		個	16.5	
世 話 役		人		表 2.1
特 殊 作 業 員				〃
普 通 作 業 員				〃
バ ッ ク ホ ウ (クレーン機能付) 運 転	排出ガス対策型クローラ 型 山積 0.45m ³ 2.9t 吊	個		〃
基 礎 砕 石 費		式	1	表 2.1 必要に応じて計上
諸 雑 費		式	1	表 2.1
計				

2-4 管渠工

2-4-1 公園管渠

(1) 施工歩掛

硬質ポリ塩化ビニル管の布設歩掛は次表を標準とする。

① 硬質ポリ塩化ビニル管布設 (JSWAS K-1)

表 2.2 硬質ポリ塩化ビニル管布設歩掛表 (100m当り)

管径 (呼び径) (mm)	管長 (m)	労務歩掛		材 料	
		特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	接着剤 (kg)	滑剤 (kg)
100	4.0	2.30	4.30	0.40	0.30
125	4.0	2.50	4.80	0.50	0.40
150	4.0	2.80	5.10	0.80	0.50
200	4.0	3.10	6.30	1.40	0.60
250	4.0	3.30	7.50	2.30	0.90

- (注) 1. 本労務歩掛は、接着受口、ゴム輪受口いずれも同一とする。
 2. 本歩掛は管の接合、据付け作業一式及び材料小運搬を含む。
 3. 小運搬距離は、20m程度とする。
 4. 管の切断ロス等による割増率は1%とする。
 5. 接着剤は、接着受口管の場合に計上し、滑剤はゴム輪受口の場合に計上する。
 6. 卵形管の呼び径 100mm～250mm の布設歩掛は本歩掛 (材料も含む) と同一とする。

(2) 単価表

硬質ポリ塩化ビニル管布設 100m当り単価表 (WB610370)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
硬質ポリ塩化ビニル管	VU-〇〇	m		表 2.2
接 着 剤		kg		〃
滑 剤		〃		〃
特 殊 作 業 員		人		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

2-5 集水桝・マンホール工

(1) 施工歩掛

人孔用コンクリートブロック、蓋、足掛金物の据付歩掛は次表を標準とする。

表 2.3 人孔用コンクリートブロック等据付歩掛表 (1個、1組、1本当り)

名 称	規 格	単位	斜 壁 等 直 壁 等 スラブ (各種) 据 付	蓋 (受 枠) 及 び 調 整 コンクリートブロック 据 付	足掛金物
世 話 役		人	0.10	0.13 (0.08)	—
特 殊 作 業 員		〃	0.10	0.13 (0.08)	0.07
普 通 作 業 員		〃	0.20	0.26 (0.16)	0.07
トラッククレーン賃料	油圧式伸縮 ジブ型 4.9t 吊	日	0.10	0.13 (0.08)	—
諸 雑 費		%	3	6 (5)	—

- (注) 1. 斜壁、直壁等、スラブ (各種)、蓋 (受枠とも)、調整コンクリートブロック据付の諸雑費は、モルタル工 (配合 1 : 3, 敷圧 1cm) 等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
2. 調整コンクリートブロックを使用しない場合には、() 内の値を計上する。
3. 高流動性無収縮超早強モルタル及び受枠変形防止調整金具を使用する場合は別途計上する。
4. 蓋・受枠を仮据付けする場合、及び仮据付けの箇所を本据付けにする場合は、労力及びトラッククレーン賃料は歩掛の 50% とし、その歩掛に対し諸雑費を計上する。
5. 足掛金物取付については、側壁に削孔して足掛金物を取付ける場合に適用する。

(2) 単価表

① 斜壁据付 1 個当り単価表 (WC692100)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
斜 壁		個	1	
世 話 役		人		表 2.3
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
トラッククレーン賃料	油圧式伸縮ジブ型 4.9t 吊	日		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

② 直壁据付 1 個当り単価表 (WC692100)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
斜 壁		個	1	
世 話 役		人		表 2.3
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
トラッククレーン賃料	油圧式伸縮ジブ型 4.9t 吊	日		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

③スラブ（各種）据付 1 個当り単価表（WC692100）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ス ラ ブ （ 各 種 ）		個	1	
世 話 役		人		表 2.3
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
トラッククレーン賃料	油圧式伸縮ジブ型 4.9t 吊	日		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

④蓋（受枠とも）及び調整コンクリートブロック据付 1 組当り単価表（WC692300）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
蓋 及 び 調 節 コンクリートブロック		個	1	
世 話 役		人		表 2.3
特 殊 作 業 員		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
トラッククレーン賃料	油圧式伸縮ジブ型 4.9t 吊	日		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

⑤足掛金物据付 1 本当り単価表（WC692400）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
足 掛 金 物		本	1	
特 殊 作 業 員		〃		表 2.3
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

3 汚水排水設備工

3-1 適用範囲

汚水排水設備工については、構造・施工手順が雨水排水と同じであることから、雨水排水設備工によるものとする。

3-2 汚水柵・マンホール工

3-2-1 インバート上塗り

(1) 施工歩掛

インバート上塗りは次表を標準とする。

表 3.1 インバート上塗り歩掛表 (1 m²当り)

職 種	歩掛 (人)
左官工	0.38
普通作業員	0.36

(注) 上塗りモルタル厚は、10～30mm とする。

(2) 単価表

インバート上塗り 1 m²当り単価表 (WC692600)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
モ ル タ ル	1 : 3	m ³		
左 官 工		人		表 3.1
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) モルタルは、施工パッケージ型積算方式標準単価。なお、標準単価により難しい場合は別途積算する。

4 園路広場整備工

4-1 適用範囲

本資料は、公園工事における土系舗装等の舗装工、園路縁石工に適用する。

4-2 土系舗装工

4-2-1 混合

(1) 適用範囲

本資料は、土舗装における舗装材の混合作業に適用する。

(2) 混合用機械

混合用のトラクターの作業量（V_t）の算定は下記による。

機種：トラクター 1.0 t 級

$$V_t = \frac{60 \cdot W \cdot V \cdot E}{N} \quad (\text{m}^2/\text{h})$$

W：平均幅（m）

V：平均速度（m/min）

E：作業効率

N：作業回数

表 4.1 W・V・E・N標準数値

作業	W (m)	V (m/min)	E		N	摘要
			砂 砂質土	粘性土 レキまじり土		
混 合	1.60	24.3	0.80	0.70	2	

(3) トラクター作業歩掛

表 4.2 トラクター作業歩掛（1 m²当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
トラクター運転	1 t 級	h		1 / V _t

(4) トラクター運転歩掛

表 4.3 トラクター運転歩掛（1 時間当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
軽 油		ℓ	2.6	
特殊作業員		人	0.2	
機 械 損 料		h	1	
諸 雑 費		式	1	
計				

4-3 レンガ・タイル系舗装工

4-3-1 レンガ舗装

(1) 施工歩掛

レンガ舗装の施工歩掛は次表を標準とする。

① レンガ舗装工

表 4.4 レンガ舗装工歩掛表 (100 m² 当り)

名 称	規格・形状	単位	数量		備考
			A (平敷き)	B (小端立て敷き)	
普通レンガ	JIS 3 種 210×100×60	個	4,338	6,817	
ブロック工		人	9.9	17.7	据付手間
普通作業員		〃	6.6	11.0	同上手伝い、 小運搬

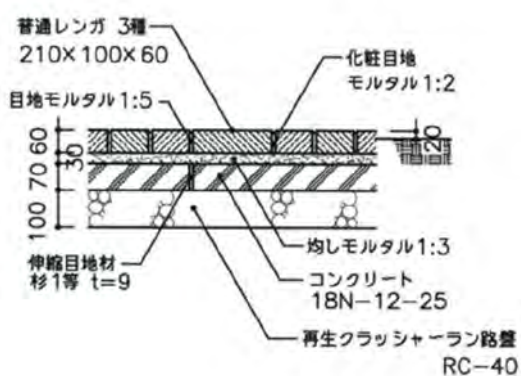
- (注) 1. モルタル練等は材料費のみ別途計上する。
 2. 舗装材料の小運搬は、運搬距離 20m 程度とする。
 3. なお、モルタルは施工パッケージ型積算方式標準単価とし、標準単価により難しい場合は別途積算して計上する。

(2) 単価表

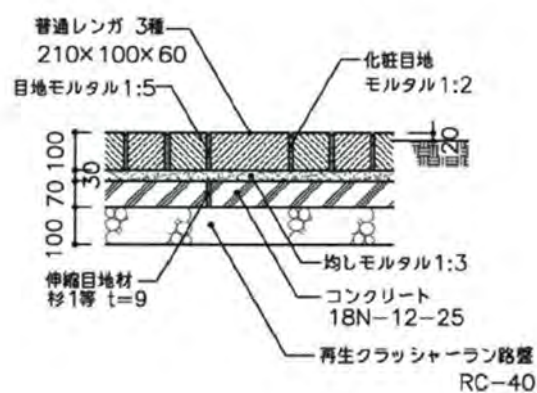
レンガ舗装工 100 m² 当り単価表 (WB610350)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 レ ン ガ	JIS 3 種 210×100×60	個		表 4.4
ブ ロ ッ ク 工		人		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(参考図)



A 平敷き



B 小端立て敷き

4-4 石材系舗装工

4-4-1 ごろた石張舗装

(1) 施工歩掛

ごろた石張舗装の施工歩掛は次表を標準とする。

① ごろた石張舗装工

表 4.5 野面ごろた石舗装工歩掛表 (100 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
世 話 役		人	1.1	
石 工		〃	13.8	
普 通 作 業 員		〃	13.1	
諸 雑 費		%	18	(注) 2

(注) 1. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。

2. 諸雑費は、据付けモルタルの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表 4.6 野面ごろた石使用量 (100 m²当り)

材 料	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量
野面ごろた石	φ 100～200	個	4,400

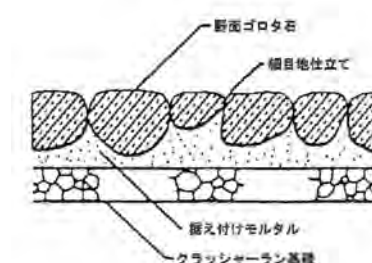
(注) 1. 本表の野面ごろた石の数量は、標準的な野面ごろた石舗装工に使用し、特殊な形状、施工方法等の場合は別途考慮する。

(2) 単価表

ごろた石舗装工 100 m²当り単価表 (WC694200)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
世 話 役		個		表 4.5
石 工		人		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
ご ろ た 石	φ 100～200	個		表 4.6
諸 雑 費		式	1	表 4.5
計				

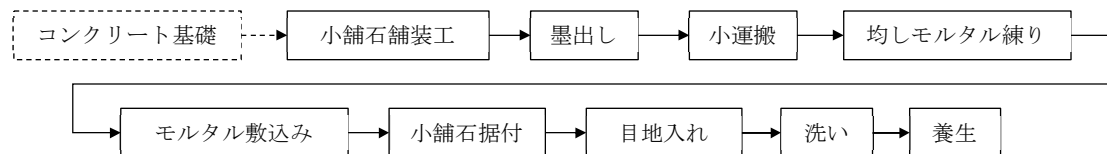
(参考図)



4-4-2 小舗石舗装

(1) 施工フロー

施工フローは下図の通りとする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。
基礎コンクリート、クラッシャーラン基礎については、別途計上する。

(2) 施工歩掛

小舗石舗装の施工歩掛は次表を標準とする。

① 小舗石舗装工

表 4.7 小舗石舗装工歩掛表 (100 m²当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
世 話 役		人	2.5	
石 工		〃	25.6	
普 通 作 業 員		〃	9.6	
諸 雑 費		%	7	(注) 2

(注) 1. 運搬距離 20m 程度の人力による小運搬距離を含む。
2. 諸雑費は、目地モルタル、均しモルタル費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表 4.8 小舗石使用量 (100 m²当り)

材 料	規 格 ・ 寸 法	単 位	数 量
小 舗 石	90mm×90mm×90mm	個	10,000

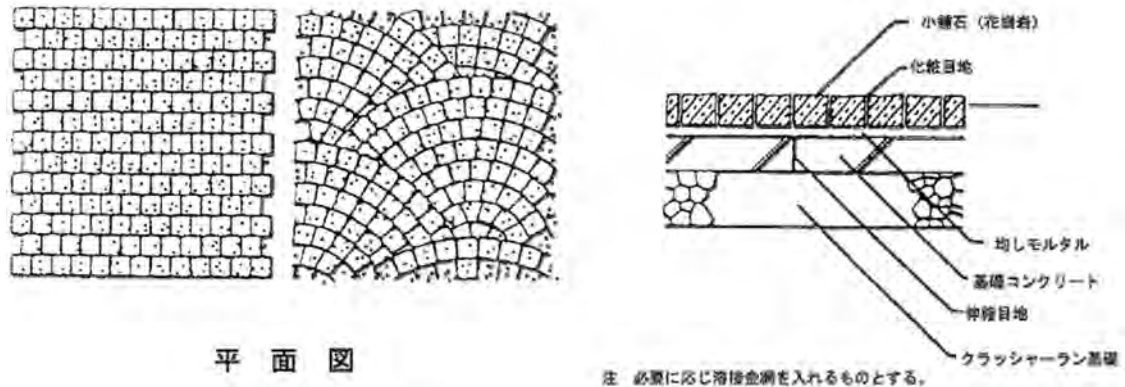
(注) 1. 本表の小舗石数量は、標準的な小舗石舗装工に適用し、特殊な形状、施工方法等の場合においては別途考慮する。

(3) 単価表

小舗石舗装工 100 m²当り単価表 (WC699000)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
世 話 役		人		表 4.7
石 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
小 舗 石		個		表 4.8
諸 雑 費		式	1	表 4.7
計				

(参考図)



4-5 園路縁石工

4-5-1 レンガ縁石

(1) 施工歩掛

レンガ縁石の据付歩掛は次表を標準とする。

表 4.9 レンガ縁石据付歩掛表(100m当り)

名 称	規 格	単位	数 量					備 考
			A	B	C	D	E	
普通レンガ	JIS 3種 210×100×60	個	477	1500	1500	955	955	ロス 5% 含む
目地モルタル	1 : 3	m ³	0.02	0.3	0.3	0.2	0.2	
ブロック工		人	1.8	6.0	6.0	3.8	3.8	据付け
普通作業員		〃	0.3	1.1	1.1	0.7	0.7	手伝い

(注) 1. 基礎は別途計上する。

2. レンガ等の小運搬は、運搬距離 20m程度とする。

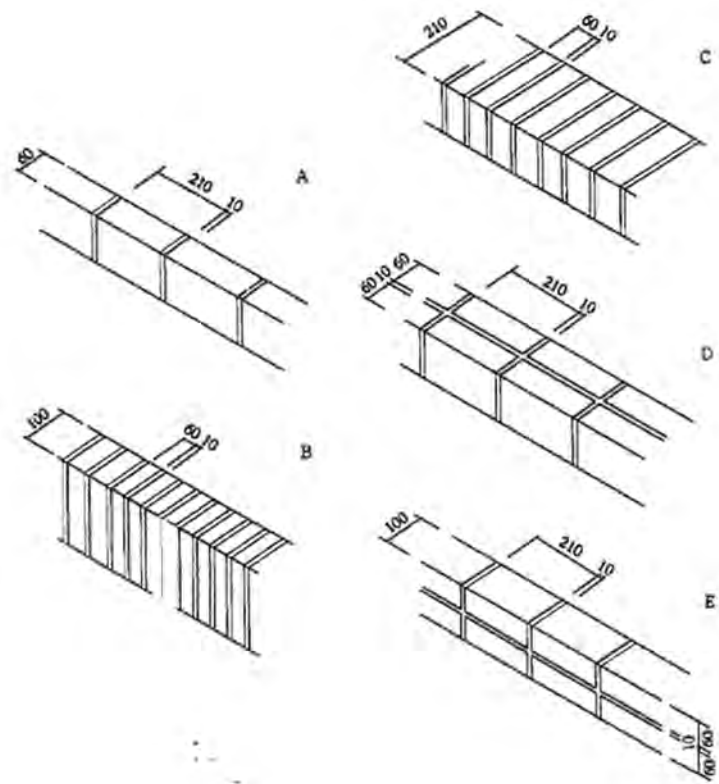
(2) 単価表

レンガ縁石工 100m当り単価表 (WB610360)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普通レンガ	JIS 3種 210×100×60	個		表 4.9
目地モルタル	1 : 3	m ³		〃
ブロック工		人		〃
普通作業員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	

(注) モルタルは、施工パッケージ型積算方式標準単価。標準単価により難い場合は別途積算する。

(参考図)



目地は、化粧目地とし、幅 10mm、深さ 3～5mm とする。

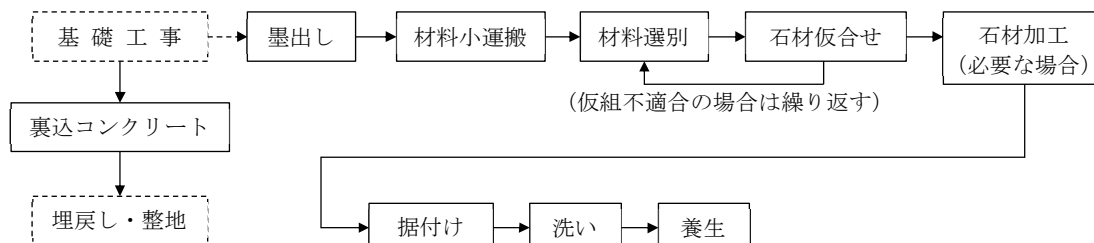
4-5-2 石材縁石

(1)適用範囲

本資料は、公園工事における野面ごろた石、玉石、雑割石、切石の縁石工に適用する。

(2)施工フロー

施工フローは下図の通りとする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(3)施工歩掛

石材縁石の据付歩掛は次表を標準とする。

表 4.10 石材縁石据付歩掛表 (10m当り)

名 称	単位	数 量				備 考
		野 面 ごろた石	玉 石	雑割石	切 石	
世 話 役	人	0.11	0.12	0.23	0.2	
石 工	〃	0.35	0.47	0.87	0.52	
普通作業員	〃	0.67	0.79	1.16	0.78	
諸 雑 費	%	7	5	20	3	(注) 2

(注) 1. 運搬距離 20m程度の人力による小運搬距離を含む。

2. 諸雑費は、コンクリート（雑割石）、張付モルタル（切石・玉石・野面ごろた石）の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表 4.11 石材使用量 (10m当り)

材 料	規 格	単 位	数 量
野面ごろた石	φ 100～200mm	個	66.0
玉 石	φ 200～300mm	〃	40.0
雑 割 石	控え 350mm 程度	〃	30.0
切 石	150×150×600mm ～300×300×900mm	〃	14.3

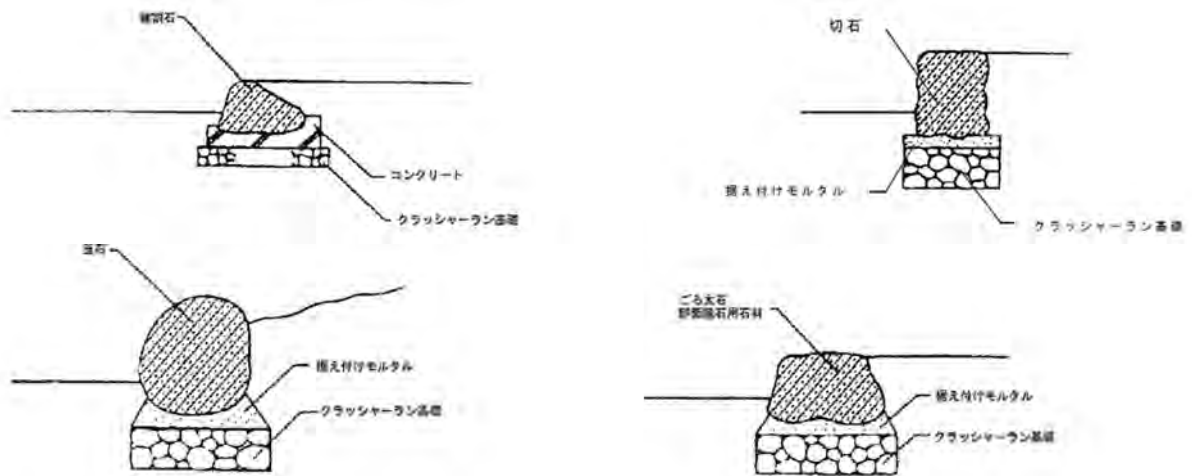
(注) 1. 石材の使用量は、次表を標準とするが、特殊な形状、施工方法等の場合においては別途考慮する。

(4) 単価表

〇〇石縁石工 10m当り単価表 (WC694300)

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
世 話 役		人		表 4. 10
石 工		//		//
普 通 作 業 員		//		//
石 材		個		表 4. 11
諸 雑 費		式	1	表 4. 10
計				

(参考図)



5 修景施設整備工

5-1 適用範囲

本資料は、公園工事における石組工に適用する。

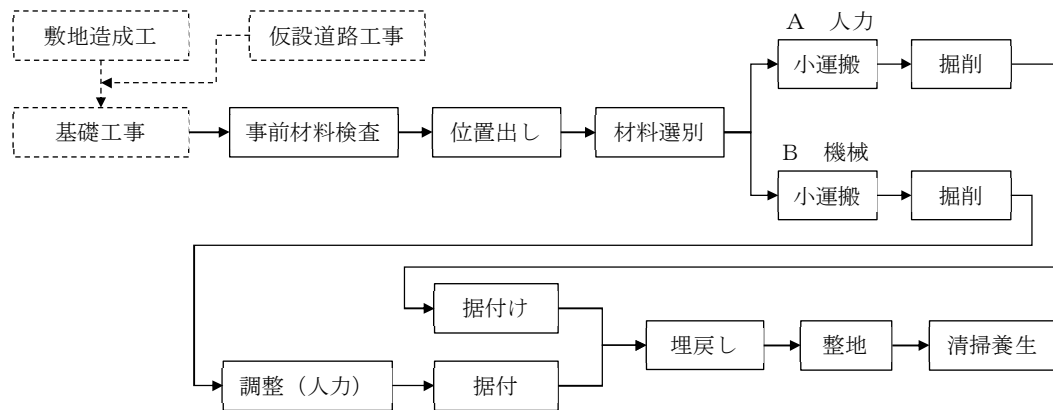
5-2 石組工

5-2-1 石組・景石

(1) 施工フロー

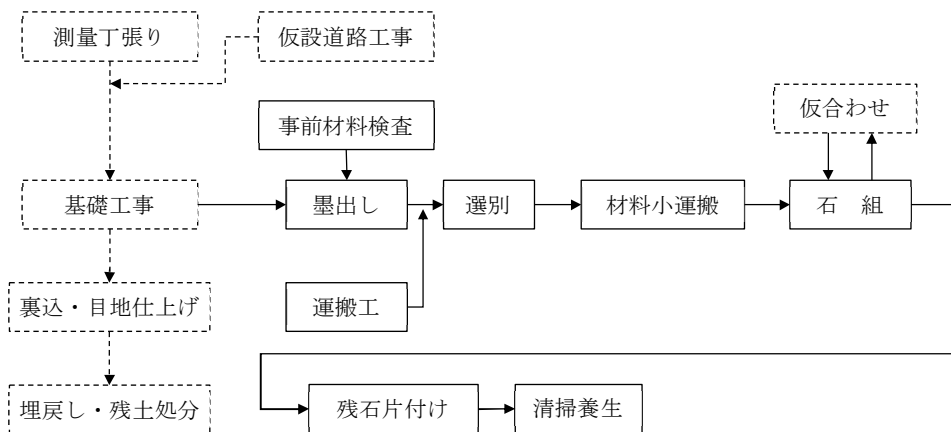
施工フローは下図の通りとする。(下記は一例であり、現場条件により大きく変化する。)

①景石工



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

②石組工



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(2) 施工歩掛

人力及び機械施工による石組工の施工歩掛は次表を標準とする。

①景石規格と実重量

石組工の積算に用いる景石の規格と実重量は次表を標準とする。

表 5.1 景石規格と実重量

景石規格 (t/個)	景 石 重 量	景石規格 (t/個)	景 石 重 量
0.5	～0.75t 以下	2.0	1.75t 超え～2.5t 以下
1.0	0.75t 超え～1.25t 以下	3.0	2.5t 超え～3.5t 以下
1.5	1.25t 超え～1.75t 以下	4.0	3.5t 超え～4.5t 以下

②機種の選定

機械施工による場合の機種は次表を標準とする。

表 5.2 機種の選定

機械名	規 格	景石規格 (t/個)					
		0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0
トラック	クレーン装置付通称 4t 積級 2.9t 吊り	○				—	
トラッククレーン	油圧式 4.9t 吊り	—				○	

(注) 1. 現場条件により、本表により難しい場合は現場条件に適した機種規格を計上することができる。

③石組・景石据付（捨石工）歩掛

機械施工による場合の機種は次表を標準とする。

表 5.3 石積・景石据付（捨石工）歩掛表（1 t 当り）

名 称	単位	石 組 工		景 石（捨石工）	
		機械施工	人力施工	機械施工	人力施工
世 話 役	人	0.03	0.14	0.02	0.07
造 園 工	〃	0.80	1.30	0.60	1.00
普 通 作 業 員	〃	0.26	1.10	0.17	0.90

(注) 1. 土ぎめ据付とする。

2. 石組工については標準的な石組に適用し、滝石組等、特殊な石組については別途考慮する。

④石組機械運転歩掛

石組に用いる機械の運転歩掛は次表を標準とする。

表 5.4 石組機械運転歩掛表（1 t 当り）

機械名	規格	単位	景石規格 (t/個)					
			0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0
ト ラ ッ ク	クレーン装置付通称 4t 積級 2.9t 吊	h	0.38	0.23	0.17	0.16	—	—
トラッククレーン運転	油圧式 4.9t 吊	日	—	—	—	—	0.028	0.028
標準日当り据付個数		個/日	29.4	24.0	20.0	16.7	11.7	8.8

(注) トラッククレーンは、賃料とする。

⑤景石据付（捨石工）機械運転歩掛

景石据付（捨石工）に用いる機械の運転歩掛は次表を標準とする。

表 5.5 景石据付（捨石工）機械運転歩掛表（1 t 当り）

機械名	規格	単位	景石規格（t/個）					
			0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0
トラック	クレーン装置付通称 4t 積級 2.9t 吊	h	0.38	0.23	0.17	0.16	-	-
トラッククレーン運転	油圧式 4.9t 吊	日	-	-	-	-	0.028	0.028
標準日当り据付個数		個/日	29.0	24.0	20.0	16.7	11.7	8.8

（注）トラッククレーンは、賃料とする。

(3) 単価表

①石組 1 t 当り単価表（WC694800）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 5.3
造 園 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
トラッククレーン 運 転 ・ 賃 料		h・日		表 5.4
景 石	〇〇石	t		
諸 雑 費		式	1	
計				

②景石（捨石工） 1 t 当り単価表（WC694900）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表 5.3
造 園 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
トラッククレーン 運 転 ・ 賃 料		h・日		表 5.5
景 石	〇〇石	個		
諸 雑 費		式	1	
計				

6 サービス施設整備工

6-1 適用範囲

本資料は、公園工事におけるベンチ・スツールの据付に適用する。

6-2 ベンチ・テーブル工

6-2-1 ベンチ・スツール

(1) 施工歩掛

ベンチ・スツールの据付歩掛は次表を標準とする。

表 6.1 ベンチ据付歩掛表（10 基当り）

質 量 名 称	20kg 未満		20kg 以上～30kg 未満		30kg 以上～40kg 未満	
	特殊作業員	普通作業員	特殊作業員	普通作業員	特殊作業員	普通作業員
スツール	0.10	0.40	0.15	0.60	—	—
背なしベンチ	—	—	0.24	0.96	0.28	1.12
背付きベンチ	—	—	0.28	1.12	0.34	1.36

質 量 名 称	40kg 以上～50kg 未満		50kg 以上		材 質
	特殊作業員	普通作業員	特殊作業員	普通作業員	
スツール	—	—	—	—	磁器製、木製等
背なしベンチ	0.32	1.28	—	—	木製、FRP 製、硬質ポリ塩化ビニル製、鋳鉄製、パイプ製等
背付きベンチ	0.40	1.60	0.46	1.84	

（注）石材、コンクリート製等については別途計上する。

(2) 単価表

ベンチ据付 10 基当り単価表（WB610420）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ベ ン チ		基		
特 殊 作 業 員		人		表 6.1
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

7 施設仕上げ工

7-1 適用範囲

本資料は、公園施設の仕上げ工に伴う各種仕上げに適用する。
仕上げ工については、関連する他の工種においても適用できる。

7-2 加工仕上げ工

7-2-1 コンクリート加工仕上げ

(1) 施工歩掛

コンクリート表面のはつり、つつき仕上げの施工歩掛は次表を標準とする。

表 7.1 コンクリート加工仕上げ歩掛表（1㎡当り）

名 称	労 務	単 位	数 量	備 考
コンクリートはつり仕上げ	石 工	人	0.38	
コンクリートつつき仕上げ	石 工	〃	0.25	

- (注) 1. はつり仕上げ：一般に、のみ、たがねを用いてコンクリート面を削る作業をいう。切削深さはおおむね5～10mmである。
2. つつき仕上げ：主として、トンボ又はこれに類する工具を用いてコンクリート面をつつく作業をいう。切削深さはおおむね3～5mmである。

(2) 単価表

コンクリートはつり、つつき仕上げ1㎡当り単価表（WB610340）

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
石 工		人		表 7.1
諸 雑 費		式	1	
計				

7-3 左官仕上げ工

7-3-1 化粧目地切

(1) 施工歩掛

化粧目地切の施工歩掛は次表を標準とする。

表 7.2 化粧目地切歩掛表（1㎡当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
目地切り（床）	左官工	人	0.010	
目地切り（壁）	左官工	〃	0.015	

(2) 単価表

化粧目地切（床）（壁） 1 m 当り単価表（WC695800）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
左 官 工	床又は壁	人		表 7.1
諸 雑 費		式	1	
計				

7-3-2 コンクリート仕上げ

(1) 施工歩掛

コンクリートハケ引き仕上げの施工歩掛は次表を標準とする。

表 7.3 コンクリートハケ引き仕上げ歩掛表（1 m²当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
コンクリートハケ引き仕上げ	左官工	人	0.017	

(2) 単価表

コンクリートハケ引き仕上げ 1 m² 当り単価表（WC696000）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
左 官 工		人		表 7.2
諸 雑 費		式	1	
計				

7-3-3 モルタル仕上げ

(1) 施工歩掛

モルタル金ゴテ仕上げ、ハケ引き仕上げの施工歩掛は次表を標準とする。

①モルタル金ゴテ仕上げ

表 7.4 モルタル金ゴテ仕上げ歩掛表（1 m²当り）

名 称	規 格	単 位	数 量			備 考
			床	壁	特殊	
モ ル タ ル	1 : 3	m ³	0.02	—	—	
〃	1 : 3	〃	—	0.02	0.02	
左 官 工		人	0.048	0.150	0.225	
普 通 作 業 員		〃	0.006	0.018	0.027	

②モルタルハケ引き仕上げ

表 7.5 モルタルハケ引き仕上げ歩掛表（1 m²当り）

名 称	規 格	単 位	数 量			備 考
			床	壁	特殊	
モルタル	1 : 3	m ³	0.02	—	—	
〃	1 : 3	〃	—	0.02	0.02	
左官工		人	0.038	0.120	0.180	
普通作業員		〃	0.006	0.018	0.027	

③防水モルタル塗り

表 7.6 防水モルタル塗り歩掛表（1 m²当り）

名 称	規 格	単 位	数 量			備 考
			床	壁	特殊	
モ ル タ ル	1 : 3	m ³	0.02	0.02	0.02	
防 水 剤		kg	0.6	0.6	0.6	
左 官 工		人	0.048	0.150	0.225	
普 通 作 業 員		〃	0.006	0.018	0.027	

(2) 単価表

①モルタル金ゴテ仕上げ(床)(壁)(特殊) 1 m²当り単価表 (WC696100)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
モ ル タ ル	1 : 3	m ³		表 7.4
左 官 工		人		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) モルタルは、施工パッケージ型積算方式標準単価。標準単価により難しい場合は別途積算する。

②モルタルハケ引き仕上げ(床)(壁)(特殊) 1 m²当り単価表 (WC696200)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
モ ル タ ル	1 : 3	m ³		表 7.5
左 官 工		人		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) モルタルは、施工パッケージ型積算方式標準単価。標準単価により難しい場合は別途積算する。

③防水モルタル塗り(床)(壁)(特殊) 1 m²当り単価表 (WC696300)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
モ ル タ ル	1 : 3	m ³		表 7.6
防 水 剤		kg		〃
左 官 工		人		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
諸 雑 費		式	1	
計				

(注) モルタルは、施工パッケージ型積算方式標準単価。標準単価により難しい場合は別途積算する。

土木工事標準積算基準書（参考資料）

令和 8 年 1 0 月以降適用

秋 田 県